

## 条例等

- 1 青森県県営住宅入居者選考要綱
- 2 青森県県営住宅入居者選考事務処理要領
- 3 青森県県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予に関する要領
- 4 県営住宅等家賃滞納整理事務処理要領
- 5 青森県県営住宅等駐車場使用料滞納整理事務処理要領
- 6 青森県県営住宅高額所得者明渡請求事務処理要領
- 7 県営住宅連帯保証人及び家賃債務保証業者事務取扱要綱
- 8 青森県県営住宅等における残置物の対応に係る取扱要領
- 9 青森県県営住宅等迷惑行為措置要綱

# 1 青森県県営住宅入居者選考要綱

## 青森県県営住宅入居者選考要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、青森県県営住宅条例（昭和36年12月青森県条例第69号。以下「条例」という。）及び青森県県営住宅規則（昭和37年2月青森県規則第8号。以下「規則」という。）に基づいて行われる県営住宅の入居者の募集、申込み及び選考等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 一般公募 公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第22条の規定による県営住宅の入居者の公募（以下「入居者の公募」という。）のうち、入居の申込みの期限を定めて募集するものをいう。
- 二 常時公募 入居者の公募のうち、常時募集するものをいう。
- 三 優遇世帯 県営住宅の入居申込者のうち、その世帯状況から県営住宅への入居について一定の優遇措置を講じる必要がある世帯で、別表1に掲げる世帯をいう。

### (入居者の公募)

第3条 入居者の公募は、原則として一般公募により行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、一般公募により入居者を募集し、入居申込者の数が募集した県営住宅の戸数（以下「募集戸数」という。）に満たなかった場合等、必要があると認めるときは入居者の募集を常時公募により行うことができる。

### (一般公募の方法及び募集区分)

第4条 一般公募は、原則として年6回行うものとする。ただし、新たに整備される県営住宅については、その都度行うものとする。

- 2 一般公募は、原則として、団地別に同じ間取りを一つの区分とした県営住宅（以下「募集区分」という。）について行い、募集区分ごとに募集する県営住宅の戸数を定めるものとする。
- 3 入居の申込みは、複数の募集区分にすることができない。

### (入居申込者への指導)

第5条 知事は、入居申込者が入居の申込みをするに当たって、県営住宅の適切な規模、設備及び間取り等について適切な指導を行うものとする。

### (優遇世帯の確認)

第6条 優遇世帯に係る該当の有無の判断は、別表2に掲げる書類により行うものとする。

### (一般公募における入居者の決定)

第7条 知事は、一般公募において入居申込者の数が募集戸数を超える場合は、公開抽選により入居者を決定するものとする。ただし、条例第6条第1項各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 2 知事は、公開抽選を行う場合は、優遇世帯の当選倍率を優遇世帯以外の世帯の2倍になるように設定するものとする。
- 3 知事は、一般公募において県営住宅への入居を決定した者（以下「入居決定者」という。）の数が募集戸数に満たなかったことにより空き家が生じたときは、当該空き家への入居者を、当該一般公募での他の募集区分への入居申込者で入居することができなかつた者（入居を辞退したものを除く。）の中から決定することができる。この場合においては、第1項前段及び前項の規定を準用する。

（一般公募における入居住宅の決定）

第8条 一般公募において、入居決定者の入居する住宅（以下「入居住宅」という。）は、前条第1項の公開抽選により決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、入居決定者のうち別表1に掲げる高齢者世帯又は歩行障害者世帯については、当該世帯の希望を考慮して、優先的に入居住宅を決定することができる。この場合において、高齢者世帯等の入居決定者が複数ある場合は、前条第1項の公開抽選により入居住宅を決定するものとする。

（常時公募における入居者及び入居住宅の決定）

第9条 知事は、常時公募により入居者を募集する場合は、入居の申込みを受け付けした順から入居者及び入居住宅を決定するものとする。

（公営住宅の住替え）

第10条 現に公営住宅に入居している者が新たに県営住宅に入居の申込みをすること（以下「公営住宅の住替え」という。）ができる場合は、現在入居している公営住宅（以下「現入居住宅」という。）において円満な共同生活を営み、関係法令を遵守し、かつ、現入居住宅に原則として1年以上居住している場合で、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 同居者の人数が増加したことにより、現入居住宅の規模が次の表に定める世帯人員の区分に応じた住戸専用面積（以下「最低居住水準面積」という。）を下回ることとなった場合で、最低居住水準面積以上の県営住宅へ入居するとき

世帯人員	住戸専用面積
2人	29㎡
3人	39㎡
4人	50㎡
5人	56㎡
6人以上	66㎡

- 二 同居者の人数が減少したことにより、最低居住水準面積を上回る県営住宅のうち、現入居住宅より住戸専用面積が小さく、かつ、部屋数が少ない住宅へ入居することが適当であると認められる場合

- 三 エレベーター付きでない公営住宅の2階以上の部分に入居している者又はその同居者（以下「入居者等」という。）が、加齢又は病気等により日常生活を営む上で身体の機能上の制限を受けている場合で、平家若しくはエレベーター付きの県営住宅又は県営住宅の1階部分に入居することが適当であると認められるとき（次条の県営住宅の特定住替えに該当する場合を除く。）

- 四 入居者等の所得が減少したこと等により家賃の支払が困難となった場合で、より低額な

家賃の県営住宅に入居することが適当であると認められるとき

五 入居者等の病気又は転勤等により長時間の通院又は通勤等を要することとなった場合で、その通院又は通勤等に便の良い県営住宅に入居することが適当であると認められるとき

六 その他知事が適当であると認めたとき

(県営住宅の特定住替え)

第11条 知事は、第3条の規定にかかわらず、平家若しくはエレベーター付きの県営住宅又は県営住宅の1階部分については、当該県営住宅に入居することが適当と認められる世帯を対象に、入居者の公募を行うことができるものとする。

2 前項の入居者の公募に申込みをすることができる場合は、現に前項の県営住宅と同一団地内のエレベーター付きでない県営住宅の2階以上の部分に入居している入居者等が、現在入居している県営住宅（以下「現入居県営住宅」という。）において円満な共同生活を営み、関係法令を遵守し、かつ、現入居県営住宅に原則として1年以上居住している場合で、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 別表1に掲げる歩行障害者世帯に該当し、これを別表2に掲げる書類により確認できるとき

二 医師の診断書により入居者等が加齢若しくは病気等により日常生活を営む上で身体の機能上の制限を受けていることが確認でき、かつ、現入居県営住宅に居住することが日常生活に著しい支障を及ぼすと認められるとき

3 第1項の入居者の公募に申込みを希望する者は、規則第2条に規定する県営住宅入居申込書等に別記様式1を添えて、知事に申し込むものとする。

(県営住宅の特定住替えにおける入居者の決定等)

第12条 第7条第1項本文及び第8条第1項の規定は、前条の県営住宅の特定住替えにおける入居者の決定及び入居住宅の決定について準用する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条、第9条関係）

世帯名	要件
高齢者世帯	<p>60歳以上の者であって、条例第4条第4項第1号に規定する現に同居している者若しくは同居しようとする親族（以下「同居親族等」という。）がない者又は同居親族等が次の各号のいずれかに該当する者のみからなる世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配偶者</li> <li>(2) 18歳未満の児童又は生徒</li> <li>(3) 次項に規定する心身障害者</li> <li>(4) おおむね60歳以上の者</li> </ol>
障害者世帯	<p>入居者又は同居親族等が、次の各号のいずれかに該当する世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳をいう。以下同じ。）を交付されている者</li> <li>(2) 戦傷病者以外の身体に障害のある者にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の4級以上の障害があり、かつ、身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳をいう。以下同じ。）を交付されている者</li> <li>(3) 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）を交付されている者</li> <li>(4) 知事が交付する療育手帳（他の地方公共団体の長が交付するものを含む。以下同じ。）を交付されている者</li> </ol>
歩行障害者世帯	<p>入居者又は同居親族等が歩行障害者で、当該障害の程度が前項第1号又は第2号のいずれかに該当する者の世帯</p>
ハンセン病療養所入所者世帯	<p>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する者の世帯</p>
子育て世帯	<p>同居親族等に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる世帯（母子・父子世帯を除く。）</p>
母子・父子世帯	<p>配偶者のない女子又は男子が、現に20歳未満の子を扶養している世帯</p>
若者夫婦世帯	<p>夫婦（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のみの世帯であつて、そのいずれかが39歳以下であるもの</p>
引揚者世帯	<p>入居者又は同居親族等が、永住する目的で帰国した中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等をいう。）の世帯</p>
DV被害者世帯	<p>入居者又は同居親族等が、次の各号のいずれかに該当する世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。</li> <li>(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの。</li> <li>(3) 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者</li> <li>(4) 女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係</li> </ol>

	<p>機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性相談事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）において、公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書（平成16年3月31日国住総第191号の別記様式1）による確認がされている者。</p>
離職退去者世帯	<p>雇用先からの解雇・雇止めに伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者の世帯</p>
犯罪被害者等世帯	<p>入居者又は同居親族等が、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。以下同じ。）により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかなる者であって、次の各号のいずれかに該当する世帯</p> <p>(1) 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった者</p> <p>(2) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 犯罪等により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者</p> <p>イ 住宅を客体とする犯罪等により居住することができなくなった者</p> <p>ウ 犯罪等により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者</p> <p>エ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第1項に規定するつきまとい等若しくは同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者</p> <p>オ 現在居住している住宅では再び犯罪等により害を被るおそれが高いために当該住宅に居住し続けることが困難となった者</p>
子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者世帯	<p>入居者又は同居親族等が、平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号。以下「子ども・被災者支援法」という。）第8条第1項に規定する支援対象地域（以下「支援対象地域」という。）に居住していた者（以下「支援対象避難者」という。）である世帯</p>

別表2（第6条関係）

世帯名	確認書類
高齢者世帯	住民票の写し
障害者世帯	<p>戦傷病者又は戦傷病者以外の身体に障害のある者については、それぞれ戦傷病者手帳又は障害者手帳の写し</p> <p>精神的障害を有する者については、精神障害者保健福祉手帳の写し</p> <p>知的障害を有する者については、療育手帳の写し</p>
歩行障害者世帯	戦傷病者手帳又は障害者手帳の写し
ハンセン病療養所入所者世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する国立ハンセン病療養所等の長（廃止された私立のハンセン病療養所に入所していた者にあつては厚生労働省健康局疾病対策課長）の証明
子育て世帯	住民票の写し
母子・父子世帯	戸籍謄本

若者夫婦世帯	住民票の写し
引揚者世帯	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）第13条第4項の規定により交付される自立支度金決定通知書の写し
DV被害者世帯	次の各号のいずれかの書類 (1) 女性相談支援センター、女性自立支援施設等の長による証明書 (2) 女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性相談事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）による公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書
離職退去者世帯	雇用先が賃貸していた住居から退去を余儀なくされる者については、離職者であることを客観的に証明する書類（解雇通知、雇止め通知又は公共職業安定所が発行する離職票等。以下「離職証明書類」という。）及び社員寮、社宅等からの退去通知の写し 住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる者については、離職証明書類、給与明細及び賃貸住宅の契約書の写し 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者については、離職証明書類、失業等給付の申請書及び賃貸住宅の契約書の写し
犯罪被害者等世帯	被害届等を行った警察署名のほか、被害の概要（被害者の氏名、住所等、被害の年月日時、場所、模様等）を記載した申告書並びにその記載内容について警察当局に確認すること及び必要に応じて警察当局又は検察当局に当該被害に係る事件の処理状況を確認することについての入居申込者からの同意書（別記様式2） 交通事故の被害者については、交通事故証明書又はその写し
子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者世帯	入居者又は同居親族等が支援対象避難者であることを支援対象地域内の市町村の長が証明する書類

## 県営住宅の（特定）住替え願い

青森県知事 殿

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(電話番号: \_\_\_\_\_)

下記のとおり、現入居県営住宅から希望する県営住宅への特定住替えを申し込みます。

また、現入居県営住宅の退去においては、青森県県営住宅条例第17条の規定に基づき、県営住宅監理員又は知事の指定する職員の検査を受け、適正な県営住宅の明渡しを行います。

さらに、同条例第15条第2項の規定に基づき、県営住宅等の修繕の必要が生じたときは、修繕し、又はその費用を負担します。

なお、これらのことを履行しなかったときは、希望する県営住宅への入居承認を取り消されても異議ありません。

### 記

現入居県営住宅	県営住宅 団地 棟 号 室
希望する県営住宅	( 上 記 ) 団地 棟 号 室
希望理由	

※ 必要に応じて、戦傷病者手帳の写し、障害者手帳の写し又は医師の診断書（入居者等が加齢又は病気等により日常生活を営む上で身体の機能上の制限を受けていることが確認できるもの）を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

## 県営住宅入居申込に関する犯罪被害等の申告書

青森県知事 殿

年 月 日

(入居申込者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( \_\_\_\_\_ 歳)

電話番号 \_\_\_\_\_

犯罪被害等を理由とした県営住宅入居申込にあたり、犯罪被害内容等について下記のとおり申告します。

なお、貴殿が下記の内容について警察当局に確認すること及び必要に応じて警察当局又は検察当局に当該被害に係る事件の処理状況を確認することに同意します。

## 記

## 1. 被害の概要 (申告内容)

被害届の有無	有 ・ 無	被害届提出年月日	年 月 日
届出警察署・課名			
被害者氏名		申込者との続柄	
被害者住所			
被害者生年月日	年 月 日	( _____ 歳)	
被害年月日時	年 月 日	時	
被害場所			
被害の模様等			

※交通事故の被害者等である場合は、交通事故証明書の内容が不足する事項を照会

## 2. 上記1により生じた住宅困窮事情

住宅に困窮する事情 (該当する番号に○)	左記の具体的な状況
1	犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった
2	現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった (1) 犯罪等により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった (2) 住宅を客体とする犯罪等により居住することができなくなった (3) 犯罪等により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった (4) ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成12年法律第81号)第2条第4項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第1項に規定するつきまとい等若しくは同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等によ

<p>り、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者</p> <p>(5) 現在居住している住宅では再び犯罪等により害を被るおそれが高いために当該住宅に居住し続けることが困難となった者</p>	
---	--

## 2 青森県県営住宅入居者選考事務処理要領

## 青森県県営住宅入居者選考事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、青森県県営住宅条例（昭和36年青森県条例第69号。以下「条例」という。）、青森県県営住宅規則（昭和37年青森県規則第8号。以下「規則」という。）及び青森県県営住宅入居選考要綱（以下「要綱」という。）に基づき行われる県営住宅の入居者の募集、申込み及び選考等の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、条例、規則及び要綱において使用する用語の例による。

### (一般公募の公募期間)

第3条 一般公募の公募期間は、次の表に定める入居可能日の区分に応じた期間により行うものとする。ただし、新たに整備される県営住宅の公募期間は、当該県営住宅の供用開始年月日等を総合的に勘案し、その都度定めるものとする。

入居可能日	公募期間
4月1日	2月1日から同月10日まで
6月1日	4月1日から同月10日まで
8月1日	6月1日から同月10日まで
10月1日	8月1日から同月10日まで
12月1日	10月1日から同月10日まで
2月1日	12月1日から同月10日まで

### (常時公募)

第4条 常時公募は、原則として、入居可能日を各月1日とし、入居可能日の属する月の前月の末日を各月の入居申込みの期限として行うものとする。

### (入居申込者への指導)

第5条 要綱第5条の規定による入居申込者への指導は、次に掲げる事項を行うほか、入居申込者の実情に応じ、必要な事項を行うものとする。ただし、要綱第11条第1項の規定に基づく公募については、次に掲げる事項の指導は行わないものとする。

- 一 間取りが3LDK及び4DKの県営住宅については、世帯人数が3人以上の世帯が入居するよう指導すること。
- 二 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条第1項の規定により単身での入居をしようとする者には、原則として、住戸専用面積が55平方メートル以下の県営住宅に入居するよう指導すること。

### (公開抽選)

第6条 一般公募における入居者の決定及び入居住宅の決定に係る公開抽選（以下「公開抽選」という。）は、公募期間の属する月の末日までに行わなければならない。ただし、新たに整備される県営住宅の公開抽選は、当該県営住宅の供用開始年月日等を総合的に勘案して行うものとする。

(保証人の所得証明書の提出)

第7条 県営住宅の入居の承認を受けた者が条例第8条第1項第1号の規定により保証人の署名する請書を提出するときは、併せて規則第6条の規定に基づき当該者に対して当該保証人の所得証明書を提出させるものとする。

附 則

この要領は、要綱の施行の日（平成13年10月1日）から施行する。

附 則

この要領は、要綱の施行の日（平成16年4月1日）から施行する。ただし、第3条の規定は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月26日から施行する。

### 3 青森県県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予に関する要領

# 青森県県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予に関する要領

## 目次

### 第1章 趣旨（第1）

### 第2章 家賃の減免

#### 第1節 収入区分変更減免（第2・第3）

#### 第2節 特例減免（第4・第5）

#### 第3節 特例減免の場合に準ずる特別の事情がある場合における家賃の減免（第6）

#### 第4節 収入未申告者に対する家賃の減免（第7）

#### 第5節 その他家賃の減免に係る事項（第8－第12）

### 第3章 家賃の徴収猶予（第13－第15）

### 第4章 敷金の減免（第16・第17）

### 第5章 敷金の徴収猶予（第18・第19）

### 第6章 駐車場の使用料の減免（第20－第24）

### 第7章 大規模災害時等における家賃等の減免（第25・第26）

## 附則

### 第1章 趣旨

#### （趣旨）

第1 この要領は、青森県県営住宅条例（昭和36年青森県条例第69号。以下「条例」という。）第13条の規定による家賃の減免（以下単に「家賃の減免」という。）及び同条の規定による家賃の徴収猶予（以下単に「家賃の徴収猶予」という。）、条例第14条第4項の規定による敷金の減免（以下単に「敷金の減免」という。）及び同項の規定による敷金の徴収猶予（以下単に「敷金の徴収猶予」という。）並びに条例第30条第2項の規定による駐車場の使用料の減免（以下単に「駐車場の使用料の減免」という。）に関し、その基準、手続等について必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 家賃の減免

#### 第1節 収入区分変更減免

#### （減免の基準）

第2 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入（以下単に「収入」という。）が、年度の途中において、世帯構成の

変更（出生、転出、転入、死亡、扶養の変更、政令第1条第3号のホに該当することとなった場合、市町村長による障害者控除対象者認定書の交付があった場合等をいう。第4第1項第2号及び第8第1項第2号において同じ。）、入居者又は同居者の退職又は休職等により減少し、政令第2条第2項の表の上欄に定める入居者の収入の区分（以下「収入区分」という。）が変更となる場合には、家賃の減免をすることができる。

2 控除額の算定に用いる年齢は、当該年度の収入区分を決定した収入認定の基準日におけるものとする。

（減免額）

第3 第2第1項に規定する場合の家賃の減免は、収入区分を変更する前の家賃額から収入区分を変更した後の家賃額を差し引いて得た額を限度として行うものとする。

## 第2節 特例減免

（減免の基準）

第4 次の場合には、家賃の減免をすることができる。

- 一 入居者の年間収入金額から政令第1条第3号のイからトまでの控除額を控除した額を12で除して得た額（以下「特例収入月額」という。）が収入区分の最低額の60パーセント（以下「減免基準額」という。）以下である場合
- 二 前号の場合を除き、入居者の特例収入月額が、年度の途中において、世帯構成の変更、入居者又は同居者の退職や休職等により減少し、減免基準額以下となった場合
- 三 入居者又は同居者が、病気により引き続いて長期にわたり療養を要し、又は災害により著しい損害を受けた場合であって、当該療養に要する費用又は当該損害の回復に要する費用として知事が認定した月額を、特例収入月額から控除して得た額が減免基準額以下であるとき

2 前項の「年間収入金額」とは、入居者及び同居者の次に掲げる収入等の1年間の額を合計した額をいう。

- 一 給与収入 給与所得控除額を控除する前の所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等の収入
- 二 特例事業収入 所得税法第27条第1項に規定する事業所得に係る総収入から必要経費を控除したもの
- 三 公的年金等 所得税法第35条第3項に規定する年金の収入
- 四 児童手当等 児童手当、児童扶養手当等として支給されたもの
- 五 失業等給付金 支給されたもの
- 六 仕送り等 聞き取り等により実態を調査し、その結果により確認できた金額

3 特例収入月額計算に当たっては、控除額の算定に用いる年齢は、原則として申請日におけるものとする。

(減免額)

第5 第4第1項に規定する場合における家賃の減免は、次に掲げる表の中欄に定める特例収入月額の状況に応じ、それぞれ右欄に定める率を家賃に乗じて得た額（当該額が100円未満であるとき又は当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度として行うものとする。

区 分	特 例 収 入 月 額	率
第五減免階層	減免基準額の80パーセントを超え、減免基準額以下	0.2
第四減免階層	減免基準額の60パーセントを超え、減免基準額の80パーセント以下	0.4
第三減免階層	減免基準額の40パーセントを超え、減免基準額の60パーセント以下	0.6
第二減免階層	減免基準額の20パーセントを超え、減免基準額の40パーセント以下	0.8
第一減免階層	減免基準額の20パーセント以下	1.0

### 第3節 特例減免の場合に準ずる特別の事情がある場合における家賃の減免

(減免の基準)

第6 条例第13条第5号に掲げる特別な事情があると認める場合における家賃の減免の限度額は、第2節及び前節により家賃の減免ができる場合の限度額を勘案して知事が定めるものとする。

### 第4節 収入未申告者に対する家賃の減免

(減免の基準)

第7 条例第9条第1項ただし書の規定により当該年度における毎月の家賃が近傍同種の家賃となった入居者が、当該年度の収入認定に係る必要書類を提出した場合に、当該入居者に係る収入により算定される毎月の家賃の額（以下この節において「変更後家賃額」という。）が当該近傍同種の家賃の額以下のときは、家賃の減免をすることができる。

2 前項の規定による家賃の減免は、当該近傍同種の家賃の額から変更後家賃額を差し引いて得た額を限度として行うものとする。

- 3 第1項で収入を算定する際の控除額に係る年齢は、当該年度の収入区分を決定した収入認定の基準日におけるものとする。

#### 第5節 その他家賃の減免に係る事項

##### (減免の期間)

第8 家賃の減免をすることができる期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内で知事が必要と認める期間（以下「家賃の減免期間」という。）とする。

- 一 第4第1項第1号に該当する場合 1年
  - 二 第2第1項又は第4第1項第2号に該当する場合における家賃の減免のうち次に掲げるとき 1年
    - イ 世帯構成の変更によるとき
    - ロ 65歳以上の入居者又は同居者が退職するとき
  - 三 第4第1項第3号に該当する場合 1年
  - 四 第7第1項に該当する場合 1年
  - 五 前各号以外の場合 3か月
- 2 前項の家賃の減免期間について、同項第1号から第4号までの場合にあっては当該年度を、同項第5号の場合にあっては4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年1月から3月までの四半期を、それぞれ超えないものとする。
- 3 家賃の減免は、月を単位として行う。

##### (減免期間の計算)

第9 家賃の減免期間は、当該減免に係る申請書及び必要書類が完備された日の属する月の10日までに提出された場合は翌月から、当該月の10日の翌日以降の日に提出された場合は翌々月から起算する。

##### (減免の更新)

第10 家賃の減免を決定した期間の満了後も、引き続き家賃の減免を受けようとする者は、家賃の減免期間が満了となる月の10日までに申請するものとする。

##### (減免の取消し等)

第11 知事は、家賃の減免を受けている者が、青森県営住宅規則（昭和37年2月青森県規則第8号。以下「規則」という。）第9条第1項に規定する県営住宅家賃減免申

請書に事実と異なる事項を記載して家賃の減免を受けた場合は、当該決定を取り消すとともに、必要に応じて既に減免した家賃を徴収するものとする。

(適用除外)

第12 公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第38条第1項の規定により県営住宅の明渡しを請求され、正当な理由がなくこれに従わない者については、第2章の規定は適用しない。

### 第3章 家賃の徴収猶予

(家賃の徴収猶予の基準)

第13 家賃の徴収猶予をすることができる場合は、第2第1項又は第4第1項に規定する場合に該当し、かつ、6か月以内に支払能力が回復する見込みがあると認められる場合とする。

2 家賃の徴収猶予の期間は、家賃の納入期限から6か月以内で知事が必要と認める期間とする。

3 家賃の徴収猶予の決定に当たって、知事は次の事項に留意することとし、6か月以内に支払能力が回復するかどうかの観点から、徴収猶予が適当かを判断するものとする。

一 一時的に支出が増大しているかどうか

二 他者から収入の補填があるかどうか

三 軽度の災害、休職等により家賃の支払能力が停止した場合にあっては、支払能力の回復が容易であるかどうか

(家賃の徴収猶予の取消し)

第14 知事は、家賃の徴収猶予を受けている者が、規則第9条第1項に規定する県営住宅家賃徴収猶予申請書に事実と異なる事項を記載して家賃の徴収猶予の決定を受けた場合又は徴収猶予事由が消滅したと認められる場合は、当該決定を取り消すものとする。

(適用除外)

第15 第12の規定は、家賃の徴収猶予の場合に準用する。この場合において、同条中の「第2章」とあるのは「第3章」と読み替えるものとする。

2 条例第8条第1項第1号に規定する保証人がいない場合（同項ただし書に規定する知事が特別の事情があると認める者である場合を除く。）は、第3章の規定は適用しない。

### 第4章 敷金の減免

(敷金の減免の基準)

第16 敷金の減免をすることができる場合は、次のとおりとする。

- 一 第5の表の第一減免階層の区分に該当する場合
- 二 その他知事が特別の事情があると認めた場合

2 敷金の減免の額その他必要な事項は、知事がその都度決定するものとする。

(敷金の減免の取消し等)

第17 知事は、敷金の減免を受けている者が、規則第9条第1項に規定する県営住宅敷金減免申請書に事実と異なる事項を記載して敷金の減免の決定を受けた場合は、当該決定を取り消すとともに既に減免した敷金を徴収するものとする。

## 第5章 敷金の徴収猶予

(敷金の徴収猶予の基準)

第18 敷金の徴収猶予をすることができる場合は、第4第1項第1号に規定する場合に該当し、かつ、6か月以内に支払能力が回復する見込みがあると認められる場合とする。

2 敷金の徴収猶予の期間は、敷金の納入期限から6か月以内で知事が必要と認める期間とする。

3 第13第3項の規定は、敷金の徴収猶予の場合に準用する。この場合において、同項中「家賃」とあるのは「敷金」と読み替えるものとする。

(敷金の徴収猶予の取消し)

第19 第14の規定は、敷金の徴収猶予の取消しの場合に準用する。この場合において、第14中「家賃」とあるのは「敷金」と読み替えるものとする。

## 第6章 駐車場の使用料の減免

(駐車場の使用料の減免の基準)

第20 駐車場の使用料の減免をすることができる場合は、次のとおりとする。

- 一 第4第1項各号に規定する場合に該当し、かつ、駐車場を利用する車両が次に掲げる者のために使用するものであることを理由に、自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の減免を受けているとき

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者

手帳を交付されている者

- ロ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳を交付されている者
  - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳を交付されている者
  - ニ 知事又は他の地方公共団体の長により愛護手帳を交付されている者
- 二 その他前号に準ずる特別の事情があると知事が認めた場合

(減免額)

- 第21 第5の規定は、第20第1号の規定による駐車場の使用料の減免の限度額について準用する。この場合において、第5中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と読み替えるものとする。
- 2 第20第2号の規定による駐車場の使用料の減免の限度額は、前項の規定による第20第1号の規定による駐車場の使用料の減免の限度額を勘案して知事が定めるものとする。

(減免の期間)

- 第22 駐車場の使用料の減免の期間は、1年以内で知事が必要と認める期間とする。
- 2 駐車場の使用料の減免の期間は当該年度を超えないものとする。
  - 3 駐車場の使用料の減免は、月を単位として行う。
  - 4 第9の規定は、第1項の減免の期間の計算の場合に準用する。

(減免の取消し等)

- 第23 知事は、駐車場の使用料の減免を受けている者が規則第32条第1項に規定する駐車場使用料減免申請書に事実と異なる事項を記載して駐車場の使用料の減免の決定を受けた場合は、当該決定を取り消すとともに、必要に応じて既に減免した駐車場の使用料を徴収するものとする。

(適用除外)

- 第24 第12の規定は、駐車場の使用料の減免の場合に準用する。この場合において、第12中「第2章」とあるのは「第6章」と読み替えるものとする。

## 第7章 大規模災害時等における家賃等の減免

(減免の基準等)

- 第25 第2章から前章までの規定にかかわらず、次に掲げる被災者であって知事が特別

の事情があると認めた者が県営住宅に入居した場合は、知事が必要と認める期間、家賃、敷金及び駐車場の使用料（以下「家賃等」という。）の全部又は一部を免除するものとする。この場合における減免額等は、災害の規模等を勘案してその都度決定するものとする。

- 一 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定による公営住宅の入居者資格の特例が適用される者その他の大規模災害時における被災者
- 二 災害時において被害を受けた都道府県又は市区町村から被災者の県営住宅への入居の要請があった場合における当該被災者

（減免の取消し等）

第26 第11、第17及び第23の規定は、大規模災害時等における家賃等の減免の取消し等について準用する。

附 則

この要領は、昭和55年11月12日施行する。

附 則

この要領は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月25日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年1月1日に県営住宅に現に入居している者又は同居している者に老年者（「所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第1条の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する老年者をいう。以下同じ。）がある場合における当該入居者の特例収入月額の計算については、平成19年3月31日までの間は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成16年12月政令第421号）による改正後の公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号イからホまでに掲げる額を控除するほか、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、その老年者一人につき同表の下欄に定める額（その老年者の所得金額が同表の下欄に定める額未満である場合には当該所得金額）を控除して行うものとする。

平成17年1月1日から平成17年3月31日	50万円
平成17年4月1日から平成18年3月31日	30万円
平成18年4月1日から平成19年3月31日	15万円

附 則

この要領は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年12月3日から施行する。
- 2 令和3年7月1日以後に行われる家賃の算定の基礎となる特例収入月額の詳細については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第359号）による改正後の公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号イからトまでに掲げる額を控除して行うものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

## 4 県営住宅等家賃滞納整理事務処理要領

# 青森県県営住宅等家賃滞納整理事務処理要領

## 第一章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、県営住宅（青森県県営住宅条例（昭和36年12月青森県条例第69号。以下「県営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。以下同じ。）又は特定公共賃貸住宅（青森県特定公共賃貸住宅条例（平成9年3月青森県条例第6号。以下「特定公共賃貸住宅条例」という。）第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅をいう。以下同じ。）（以下「県営住宅等」という。）の家賃（以下「家賃」という。）を滞納している者（以下「滞納者」という。）に係る滞納整理事務処理について、必要な事項を定めるものとする。ただし、青森県県営住宅連帯保証人及び家賃債務保証業者事務取扱要綱第6条第1項の規定により知事の承認を受けた家賃債務保証業者が滞納者に代位して負担した家賃分を除く。

## 第二章 入居者の滞納整理

(未納通知書等の送付)

第2条 県土整備事務所長（以下「所長」という。）は、毎月、滞納者に対し、県営住宅（特定公共賃貸住宅）家賃未納通知書（第1号様式）を送付するものとする。ただし、県営住宅（特定公共賃貸住宅）家賃未納通知書の発行業務を指定管理者に委託した場合は、委託を受けた指定管理者が送付するものとする。

2 所長は、家賃の滞納月数が3か月分に達した滞納者及びその連帯保証人に対し、県営住宅（特定公共賃貸住宅）滞納家賃納付催告書（第2号様式。以下「催告書」という。）を送付するものとする。ただし、滞納月数が2か月分以下の滞納者及びその連帯保証人についても、滞納家賃の一部又は全部が過年度分となって1年を経過した場合は、催告書を送付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、滞納家賃納付誓約書（第3号様式。以下「誓

約書」という。)等に基づき誠実に債務を履行している場合は、催告書を送付しないものとする。

- 4 所長は、催告書に記載した納付期限までに滞納家賃を納付しない滞納者、誓約書の誓約事項に違反している滞納者又は和解調書の和解条項に違反している滞納者に対し、呼出状(第4号様式)を送付するものとする。

(県営住宅等家賃滞納整理票の作成)

第3条 所長は、家賃を3か月分以上滞納している滞納者及び滞納家賃が2か月分以下の滞納者で、前条第2項の規定に基づき催告書を送付したものについては、県営住宅(特定公共賃貸住宅)家賃滞納整理票(第5号様式。以下「整理票」という。)を作成しなければならない。

- 2 前項の整理票は、滞納者ごとにこれを作成し、催告した時期、納付指導の経緯その他滞納整理の状況を記録し、関係書類とともに整理しておかなければならない。

(納付指導の方法)

第4条 所長は、滞納者、連帯保証人その他必要がある者に対し、電話、文書、訪問又は呼び出しにより、滞納家賃の納付指導を行うものとする。

- 2 前項の納付指導は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。
  - (1) 当月分の家賃は、原則として、納入通知書又は口座振替により、納付期限内に納付するよう指導すること。
  - (2) 滞納家賃を一括して納付することが困難と認められる滞納者については、分割納付をするよう指導すること。
  - (3) 家賃を長期間滞納しないよう指導すること。この場合において、家賃を3か月分以上滞納した場合は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第32条第1項(県営住宅条例第28条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づく県営住宅の明渡し又は特定公共賃貸住宅条例第20条第1項の規定に基づく特定公共賃貸住宅の明渡しを請求する場合があることを説明すること。
  - (4) 県営住宅条例第10条第1項の規定による所得に関する事項の申告を

していない滞納者については、速やかに当該申告をするよう指導すること。

(5) 県営住宅条例第13条に規定する家賃の減免又は徴収猶予の制度があることを説明すること。この場合において、青森県県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予に関する要領（昭和55年11月12日制定。以下「減免要領」という。）に定める家賃の減免又は徴収猶予の基準に該当すると思われる滞納者については、当該申請をするよう指導すること。

(6) 青森県県営住宅入居者選考要綱（平成13年10月1日制定。以下「入居者選考要綱」という。）に定める県営住宅の住替えの基準に該当し、より低廉な家賃の県営住宅に住替えすることができる滞納者については、これを説明すること。

(7) 口座振替による家賃の納付を勧奨すること。

(8) 不在期間が長期にわたる者、催告書等の郵便物が転居先不明等の理由で返戻された者その他県営住宅を無断で退去したと思われる滞納者については、県営住宅無断退去に関する手引に基づき処理すること。

（電話による納付指導）

第5条 所長は、電話による納付指導は、前条第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

(1) 家賃を2か月分以上滞納している滞納者については、必要に応じて行うこと。

(2) 誓約書の誓約事項に違反している滞納者については、必要に応じて行うこと。

(3) 呼出状による呼び出しに応じない滞納者については、速やかに呼び出しに応じるよう指導すること。

(4) 和解調書の和解条項に違反している滞納者については、必要に応じて行うこと。

（臨戸訪問による納付指導）

第6条 所長は、呼出状若しくは電話による呼び出しに応じない滞納者で必

要があると認められる場合又はその他必要があると認められる滞納者については、臨戸訪問による納付指導を行うものとする。

2 前項の納付指導は、原則として、2名以上の職員により行わなければならない。

3 第1項の納付指導を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の納付指導を行う職員は、訪問した際に当該滞納者が不在のときは、不在時文書（滞納家賃について）（第6号様式）を戸口に投函するものとする。

（誓約書の提出の要求）

第7条 所長は、滞納者のうち滞納家賃を一括して納付することが困難と認められる者については、誓約書を提出するよう求めるものとする。

（連帯保証人への通知）

第8条 所長は、滞納者が家賃を2か月分滞納した場合は、その連帯保証人に対して、県営住宅（特定公共賃貸住宅）滞納家賃の納付指導（第7号様式）により通知し、当該滞納者に対する納付指導の協力を依頼するものとする。

（連帯保証人への連帯保証債務履行請求）

第9条 所長は、家賃を納付しない滞納者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、連帯保証債務履行請求書（第8号様式）により、その連帯保証人に当該家賃の支払を請求するものとする。

（1）催告書に記載した納付期限までに滞納家賃を納付しないとき。

（2）呼び出しに応じないとき。

（3）呼び出しによる納付指導に応じないとき。

（4）和解調書の和解条項に違反したとき。

（5）その他必要があると認められるとき。

(生活保護受給者への納付指導)

第10条 所長は、滞納者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)である場合は、第4条から前条までの規定による納付指導を行うほか、必要に応じてその担当の社会福祉主事に納付指導の協力を依頼するものとする。

(法的措置対象者の報告等)

第11条 所長は、家賃を3か月分以上滞納している滞納者のうち、第4条から前条までの納付指導において滞納家賃の納付が期待できない者(以下「明渡請求対象者」という。)であって、次のいずれかに該当するものについては、県営住宅(特定公共賃貸住宅)明渡請求対象者名簿(第9号様式)を作成し、当該滞納者に係る整理票、誓約書、住民票その他関係書類を添付の上、知事に報告するものとする。

- (1) 呼出状の送付等にもかかわらず、呼び出しに応じない者(和解条項不履行者である滞納者を除く。)
- (2) 第7条の規定による要求にもかかわらず、誓約書を提出しない者
- (3) 誓約書の誓約事項に違反している者
- (4) その他明渡請求対象者とすることが必要と認められる者

2 知事は、前項の報告があったときは、所長と協議の上、県営住宅(特定公共賃貸住宅)明渡請求対象者名簿に掲載されている滞納者のうち、県営住宅等の明渡し及び滞納家賃等支払の請求訴訟(以下「明渡請求等訴訟」という。)の対象とすることが相当であるもの(以下「法的措置対象者」という。)を選定するものとする。

(法的措置対象者への督促)

第12条 所長は、法的措置対象者に対し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の督促及び最終催告書(第10号様式)による納付指導を行うものとする。この場合において、督促状(青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第308条の督促状をいう。)は配達証明郵便物により、最終催告書は内容証明郵便物及び配達証明郵便

物により送付しなければならない。

- 2 所長は、前項の督促状及び最終催告書を送付したときは、その写しを当該法的措置対象者の連帯保証人に送付するものとする。

(和解対象者の選定)

第13条 所長は、法的措置対象者のうち、滞納している家賃の納付に同意したものについては、和解同意書(第11号様式)を提出させるものとする。

- 2 所長は、前項の和解同意書を提出した者について、和解対象者名簿(第12号様式)を作成し、知事に送付しなければならない。

(明渡請求)

第14条 知事は、法的措置対象者(前条第1項に規定する和解同意書を提出した者を除く。以下この条及び次条において同じ。)については、明渡請求書(第13号様式)による住宅の明渡しの請求を行うものとする。この場合において、明渡請求書の送付は、内容証明郵便物及び配達証明郵便物により送付しなければならない。

- 2 所長は、前項の明渡請求を行ったときは、明渡請求書の写しを当該法的措置対象者の連帯保証人に送付するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、滞納者が次のいずれかに該当する場合で、その者の収入状況、家賃の額、納付指導の経緯その他家賃を滞納している事情を総合的に勘案し、明渡しを求めることが不相当と認められる場合に限っては、明渡しの請求を猶予することができる。

(1) 被保護者であるとき。

(2) 入居者選考要綱の別表1に規定する高齢者世帯又は母子・父子世帯に該当するとき。

(3) 滞納者又は同居者が病気、傷害等で長期間の療養を要し、そのため多額の出費を余儀なくされたと認められるとき。

(4) 主たる生計維持者が死亡したとき。

(5) 減免要領第2の第1項第1号又は第3号に規定する減免の基準に該

当すると認められるとき。

(6) その他やむを得ないと認める特別の事情があると認められるとき。

4 知事は、第1項の請求をしたときは、関係所長にその旨通知するものとする。

5 知事は、第1項の規定により送付した明渡請求書で指定した期限までに、当該住宅を明け渡さず、及び滞納家賃を完納しない者については、明渡請求等訴訟を提起するものとする。

(明渡請求後の和解対象者の選定)

第15条 知事は、前条第1項の請求をした後、滞納している家賃の納付に応じた法的措置対象者については、和解同意書を提出させ、和解対象者名簿を作成するものとする。

2 知事は、前項の規定により和解対象者名簿を作成したときは、その写しを関係所長に送付するものとする。

(訴え提起前の和解)

第16条 知事は、第13条第2項又は前条第1項で和解対象者名簿に記載されている者(以下「和解対象者」という。)については、訴え提起前の和解を申し立てるものとする。

2 知事は、和解対象者と和解したときは、関係所長及び当該和解対象者の連帯保証人にその旨を通知するものとする。

3 知事は、第14条第1項の請求をした後、和解対象者と和解したときは、当該請求を取り消すものとする。

(強制執行対象者の報告)

第17条 所長は、和解をした滞納者のうち、第4条から第10条までの納付指導では滞納家賃の納付が期待できない者については、強制執行を行うことが適当である者(以下「強制執行対象者」という。)として、知事に報告するものとする。

2 前項の報告は、和解条項不履行者名簿(第14号様式)に、当該滞納者

に係る整理票、誓約書、住民票その他関係書類を添付の上、知事に送付して行うものとする。

（強制執行対象者に対する明渡請求）

第18条 知事は、強制執行対象者に対する明渡請求書（第15号様式）を内容証明郵便物及び配達証明郵便物により送付しなければならない。

（強制執行の実施）

第19条 知事は、明渡し請求訴訟の判決後速やかに退去しない者及び前条の明渡請求書で指定した期限までに当該住宅を明け渡さない者について、強制執行を実施するものとする。

2 知事は、前項の強制執行を実施したときは、当該強制執行の対象者の連帯保証人にその旨通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定にかかわらず、特別の事情があると認める者について、住宅の明渡しに係る強制執行を実施しないことができる。

（時効中断措置等）

第20条 所長は、家賃を滞納している滞納者に対し、家賃の消滅時効期間を勘案して適宜、債務承認書（第16号様式）を提出するよう求めるものとする。

2 所長は、滞納者から第7条の誓約書、第13条第1項若しくは第15条第1項の和解同意書若しくは前項の債務承認書の提出があったとき、第16条第1項の和解をしたとき、又はその他時効中断事由が生じたときは、整理票に記録しなければならない。

### 第三章 退去者の滞納整理

（滞納者の退去の記録）

第21条 所長は、滞納者が家賃を滞納したまま県営住宅等を退去したときは、退去年月日及び退去の状況を整理票に記録しなければならない。

(退去滞納者への納付指導)

第22条 所長は、家賃を滞納したまま県営住宅等を退去した滞納者（以下「退去滞納者」という。）については、戸籍及び住民票の調査、連帯保証人等からの聴き取り等により、その現住所を確認の上、納付指導を行うものとする。

(退去滞納者に係る集金代行業務の委託)

第23条 知事は、退去滞納者の滞納家賃の収納、自主的納付の勧奨、居所不明者に係る住所等の調査業務等（以下「集金代行業務」という。）について、債権回収会社と委託契約を締結することができる。この場合において、受注した債権回収会社が集金代行業務を処理する間は、前条に規定する納付指導は行わないものとする。

2 知事は、前項の契約を締結したときは、契約締結日及び収納を委託しようとする滞納家賃について、遅滞なく関係所長に通知するものとする。

3 知事は、債権回収会社から居所不明者に係る住所等について報告を受けた場合は、速やかに関係所長に通知するものとする。

(退去滞納者に係る管理・回収業務の委託)

第24条 知事は、前条の規定により契約した債権回収会社が収納できなかった退去滞納者の滞納家賃に係る催告、納付相談、放棄及び免除のための調査業務等（以下「管理・回収業務」という。）について、弁護士と委託契約を締結することができる。

2 知事は、前項の契約を締結したときは、契約締結日及び催告等を委託しようとする滞納家賃について、遅滞なく関係所長に通知するものとする。

3 知事は、弁護士から退去滞納者の生活状況等の調査結果の報告を受けた場合は、速やかに関係所長に通知するものとする。

(回収困難滞納家賃に係る債権管理)

第25条 知事は、前条の規定による管理・回収業務で弁護士が納付させ

ることができなかつた退去滞納者の滞納家賃（以下「回収困難滞納家賃」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）その他の法令又は条例等の規定により、強制執行、徴収停止、履行延期の特約、免除その他の債権管理を適時適切に行うものとする。

附 則

この要領は、平成16年 6月17日より施行する。

附 則

この要領は、平成19年 5月 2日より施行する。

附 則

この要領は、平成23年 3月29日より施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年4月1日より施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日の前日までに、家賃を6か月分以上滞納している滞納者で、改正前の青森県県営住宅等家賃滞納整理事務処理要領（以下「改正前の要領」という。）に基づいて納付指導したにもかかわらず滞納しているものについては、改正後の青森県県営住宅等家賃滞納整理事務処理要領（以下「改正後の要領」という。）に基づく納付指導をした者とみなす。

3 この要領の施行の日の前日までに、家賃を3か月分から5か月分滞納している滞納者で、改正前の要領に基づいて催告書の送付をし、又は連帯保証人への納付指導の協力依頼をしているものについては、改正後の要領の相当する規定に基づくこれらの手続をしたものとみなす。

附 則

この要領は、平成27年 4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年 9月5日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月10日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月10日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。

殿

県土整備事務所長

県営住宅（特定公共賃貸住宅）家賃未納通知書

あなたは、現在下記のとおり県営住宅（特定公共賃貸住宅）の家賃を滞納していますので、速やかに納付してください。

記

滞納調査年月日						年	月	日
県営住宅（特定公共賃貸住宅）			団地	棟	号			
年度								
4月		円	5月		円	6月		円
7月		円	8月		円	9月		円
10月		円	11月		円	12月		円
1月		円	2月		円	3月		円
			月数			合計		
年度以前			月数			合計		
滞納金額								

- 注1 家賃が納付されないときは、連帯保証人に家賃を請求することがあります。
- 2 家賃を3か月分以上滞納したときは、公営住宅法第32条第1項（青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第32条第1項、青森県特定公共賃貸住宅条例第20条第1項）の規定に基づき、住宅の明渡しを請求することがあります。
- 3 滞納調査日以降に家賃を納付された場合は、この通知書と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。
- 4 不明な点等がある場合は、下記問合せ先まで御連絡ください。

お問合せ先： 県土整備事務所 課  
電話 ( )

殿

県営住宅等指定管理者  
 ○○○○○

県営住宅（特定公共賃貸住宅）家賃未納通知書

あなたは、現在下記のとおり県営住宅（特定公共賃貸住宅）の家賃を滞納していますので、速やかに納付してください。

記

滞納調査年月日						年	月	日
県営住宅（特定公共賃貸住宅）			団地	棟	号			
年度								
4月		円	5月		円	6月		円
7月		円	8月		円	9月		円
10月		円	11月		円	12月		円
1月		円	2月		円	3月		円
			月数			合計		
年度以前			月数			合計		
滞納金額								

- 注1 家賃が納付されないときは、連帯保証人に家賃を請求することがあります。
- 2 家賃を3か月分以上滞納したときは、公営住宅法第32条第1項（青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第32条第1項、青森県特定公共賃貸住宅条例第20条第1項）の規定に基づき、住宅の明渡しを請求することがあります。
- 3 滞納調査日以降に家賃を納付された場合は、この通知書と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。
- 4 不明な点等がある場合は、下記問合せ先まで御連絡ください。

お問合せ先 : 県営住宅等指定管理者 ○○○○  
 電話 ( )

殿

県土整備事務所長

県営住宅（特定公共賃貸住宅）滞納家賃納付催告書

あなた（あなたが連帯保証人となっている県営住宅（特定公共賃貸住宅） 団地  
棟 号に入居している〇〇〇〇）が滞納している県営住宅（特定公共賃貸住宅）の家賃に  
ついては、既に『県営住宅（特定公共賃貸住宅）家賃未納通知書』（『県営住宅（特定公  
共賃貸住宅）滞納家賃の納付指導について』）により通知したところですが、いまだに納付さ  
れていません。

滞納家賃の額は、現在下記のとおりとなっていますので、※ 年 月 日までに滞  
納家賃の全額を納付してください（納付させてください）。

なお、上記納付期限までに納付がない場合は、連帯保証人（連帯保証人であるあなた）  
に滞納家賃の支払を請求するほか、公営住宅法第32条第1項（青森県県営住宅条例第28  
条の2において準用する公営住宅法第32条第1項、青森県特定公共賃貸住宅条例第20条  
第1項）の規定に基づき、住宅の明渡しを請求しますので、念のため申し添えます。

記

- 1 滞納家賃 金 円（ 年 月 日現在）
- 2 滞納期間 年 月から  
年 月まで（滞納月数 か月分）

お問合せ先 : 県土整備事務所 課  
電話 ( )

注 事務処理の都合上、納付と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。

（※催告書の納付期限は、催告書を送付する日の翌日から1月目とする。）

## 滞納家賃誓約書

1 私は、次の県営住宅（以下「本件県営住宅」という。）（特定公共賃貸住宅（以下「本件特定公共賃貸住宅」という。））について、別紙のと通りの滞納家賃 円の支払義務のあることを認めます。

(1) 所在地

(2) 名称

(3) 住宅の番号

2 私は、前項の滞納額を、別紙のとおり支払うことを誓約します。

3 私は 年 月分からの本件県営住宅（本件特定公共賃貸住宅）の家賃は、毎月末日までに、その月分を納付することを誓約します。

4 私は、前3項の誓約事項に違反したときは、本件県営住宅（本件特定公共賃貸住宅）の入居承認を取り消されても異議を申し立てず、かつ、本件県営住宅（本件特定公共賃貸住宅）を直ちに明け渡します。

年 月 日

青森県知事

殿

住 所

氏 名



殿

県土整備事務所長

呼 出 状

あなたが滞納している県営住宅（特定公共賃貸住宅）の家賃については、既に『県営住宅（特定公共賃貸住宅）家賃未納通知書』及び『県営住宅（特定公共賃貸住宅）滞納家賃納付催告書』により通知したところですが、いまだに滞納家賃の全額が納付されていません。

つきましては、家賃を滞納している事情をお聞きし、今後の滞納家賃の納付方法等について御相談したいので、 年 月 日 時に、本状持参の上、必ず まで来所ください。

なお、滞納している家賃の納付もなく、連絡もないときは、連帯保証人に滞納家賃の支払を請求するほか、住宅の明渡し及び滞納家賃全額の支払を求める訴訟を提起することもありますので、念のため申し添えます。

記

- 1 滞納家賃 金 円（ 年 月 日現在）  
2 滞納期間 年 月から  
年 月まで（滞納月数 か月分）

お問合せ先 : 県土整備事務所 課  
電話 ( )

注 事務処理の都合上、納付と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。

第 年 月 日 号

殿

県土整備事務所長

呼 出 状

あなたは、年 月 日に誓約書を提出しておりますが、誓約書どおりに滞納家賃が支払われていません。

つきましては、家賃を滞納している事情をお聞きし、今後の滞納家賃の納付方法等について御相談したいので、年 月 日 時に、本状持参の上、必ず まで来所ください。

また、連帯保証人には、あなたが滞納家賃を納付するよう、その指導を依頼しました。なお、滞納している家賃の納付もなく、連絡もないときは、連帯保証人に滞納家賃の支払を請求するほか、住宅の明渡し及び滞納家賃全額の支払を求める訴訟を提起することもありますので、念のため申し添えます。

記

- 1 滞納家賃 金 円（ 年 月 日現在）
- 2 滞納期間 年 月から  
年 月まで（滞納月数 か月分）

お問合せ先 : 県土整備事務所 課  
電話 ( )

注 事務処理の都合上、納付と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。

第 号  
年 月 日

殿

県土整備事務所長

呼 出 状

あなたは、年 月 日 裁判所において青森県との間で滞納家賃の支払について和解をしましたが、その後、この約束（和解条項）が守られていません。

つきましては、家賃を滞納している事情をお聞きし、今後の滞納家賃の納付方法等について御相談したいので、年 月 日 時に、本状持参の上、必ず まで来所ください。

なお、滞納している家賃の納付もなく、連絡もないときは、連帯保証人に滞納家賃の支払を請求するほか、住宅の入居承認を取り消し、明渡しの強制執行を行うこともありますので、念のため申し添えます。

記

- 1 滞納家賃 金 円（ 年 月 日現在）
- 2 滞納期間 年 月から  
年 月まで（滞納月数 か月分）

お問合せ先 : 県土整備事務所 課  
電話 ( )

注 事務処理の都合上、納付と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。

第5号様式（第3条関係）

県営住宅（特定公共賃貸住宅）家賃滞納整理票

団地名	住宅番号	入居年月日	退去年月日	氏名	TEL
勤務先				勤務先TEL	
入居者及び同居者の状況（病気の有無、障害の等級等）					
収入の状況（生活保護、仕送り、減免等）					
債務の状況					
特記事項					
滞納原因	低所得 病気 事故 失業・倒産 借金返済 教育費 納入不注意 浪費 その他				
	保証人名	続柄	保証人住所		保証人連絡先
保証人1					
保証人2					
保証人に関する状況等					
退去の状況					



年 月 日

団 地 名

住 戸 番 号

入居者氏名

様

滞納家賃について

本日、あなたが滞納している家賃のことでお伺いしましたが不在でした。

県では、これまであなたに催告書や呼出状を送付してきましたが、納付についての誠意が見られません。

ついては、直ちに下記のところまで来所又は連絡をするよう要請します。

なお、来所又は連絡がない場合は、県営住宅の明渡しを請求することとします。

連絡先

所在地 ○○○○○○

県土整備事務所

課 担当○○

電 話

年 月 日

団 地 名

住 戸 番 号

入居者氏名

様

滞納家賃について

本日、あなたが滞納している家賃のことでお伺いしましたが不在でした。

つきましては、滞納家賃のことでお話がありますので必ず下記のところまで来所又は連絡をしてください。

連絡先

所在地 ○○○○○○

県土整備事務所

課 担当○○

電 話

第 年 月 日 号

殿

青森県〇〇県土整備事務所長

県営住宅（特定公共賃貸住宅）滞納家賃の納付指導について（通知）

あなたが連帯保証人となっている県営住宅（特定公共賃貸住宅） 団地 棟号に入居している（入居していた） は、現在下記のとおり家賃を滞納しています。

入居者(退去した者にあつては氏名を記載)には、滞納家賃を納付するよう文書にて通知していますが、連帯保証人であるあなたからも、入居者（退去した者にあつては氏名を記載）が速やかに滞納家賃を納付するよう指導してください。

なお、滞納家賃全額の納付がない場合は、連帯保証人であるあなたに滞納家賃の支払を請求することもあります。

記

- 1 滞納家賃 金 円（ 年 月 日現在）  
2 滞納期間 年 月から 年 月まで（滞納月数 か月分）

お問合せ先 : 県土整備事務所 課  
電話 ( )

注 事務処理の都合上、納付と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。

第7号様式（第8条関係）その2 誓約書提出後未納の場合用

第 年 月 日 号

殿

県土整備事務所長

県営住宅（特定公共賃貸住宅）滞納家賃の納付指導について（通知）

あなたが連帯保証人となっている県営住宅（特定公共賃貸住宅） 団地 棟号に入居している（入居していた） は、下記の滞納家賃について青森県との間で分割納付する約束をしていますが約束どおり納付されていません。

入居者(退去した者にあつては氏名を記載)には、滞納家賃の分割納付がされていない旨通知したところですが、連帯保証人であるあなたからも、入居者（退去した者にあつては氏名を記載）が速やかに滞納家賃を納付するよう指導してください。

なお、納付がない場合は、連帯保証人であるあなたに滞納家賃の支払を請求することもあります。

記

- 1 滞納家賃 金 円（ 年 月 日現在）  
2 滞納期間 年 月から  
年 月まで（滞納月数 か月分）

お問合せ先 : 県土整備事務所 課  
電話 ( )

注 事務処理の都合上、納付と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。

殿

県土整備事務所長

連帯保証債務履行請求書

あなたが連帯保証人となっている県営住宅（特定公共賃貸住宅） 団地 棟 号  
に入居している（入居していた） は、現在下記のとおり家賃を滞納して  
いますが、再三の納付指導にもかかわらず、いまだ納付していません。

このため、同人の連帯保証人であるあなたに対し、\* 年 月 日までに下  
記滞納家賃を支払うよう請求します。

記

- 1 滞納家賃 金 円（ 年 月 日現在）
- 2 滞納期間 年 月から  
年 月まで（滞納月数 か月分）

お問合せ先 : 県土整備事務所 課  
電話 ( )

注 事務処理の都合上、納付と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。  
（※納付期限は、連帯保証債務履行請求書を送付する日の翌日から1月目とする。）



第 1 0 号 様 式 （ 第 1 2 条 関 係 ）

第 号

年 月 日

住 所

氏 名 殿

〇 〇 市 〇 〇 〇 丁 目 〇 〇 番 地

〇 〇 県 土 整 備 事 務 所 長 〇 〇 〇 〇

最 終 催 告 書

あなたは、現在下記のとおり県営住宅（特定公共賃貸住宅）の家賃を滞納しており、再三の催告にもかかわらず、いまだに納付していません。

※ 年 月 日までに滞納家賃の全額を納付してください。

納付期限までに納付がない場合は、公営住宅法第32条第1項（青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第32条第1項、青森県特定公共賃貸住宅条

例第20条第1項)の規定に基づき、住宅の明渡しの請求  
をすることになります。

記

1 滞納家賃 金 円

( 年 月 日現在 )

2 滞納期間 年 月分から

年 月分まで合計 月分

〇〇県土整備事務所

〇〇〇〇

T E L 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

注 事務処理の都合上、納付と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。

(※納付期限は、最終催告書を送付する日の翌日から

1月目とする。)

第 1 1 号 様 式 （ 第 1 3 条 関 係 ）

和 解 同 意 書

1 私は、次の県営住宅（以下「本件県営住宅」という。）  
（特定公共賃貸住宅（以下「本件特定公共賃貸住宅」という。））につき、  
年 月分から 年  
月分までの滞納家賃 円の支払義務のある  
ことを認めます。

（ 1 ） 所 在 地

（ 2 ） 名 称

（ 3 ） 住 宅 の 番 号

2 私は本件県営住宅（本件特定公共賃貸住宅）の家賃について、次のとおり支払うこととして訴え提起前の和解に応じ、簡易裁判所指定の日時に出席いたします。

なお、私本人が出頭できない場合は、配偶者かそれに代わる者を代理出席させます

（ 1 ） 私は、前項の滞納額を、次のとおり納付します。

年 月 から 年 月 まで 毎月 末日 までに 円

年 月 から 年 月 まで 毎月 末日 までに 円

年 月 から 年 月 まで 毎月 末日 までに 円

年 月 末日 までに 円

（ 2 ） 私は 年 月 分からの本件県営住宅（本件特定公共賃貸住宅）の家賃は、毎月末日までに、その月分を納付します。

年 月 日

青 森 県 知 事

殿

住 所

氏 名



第 1 3 号 様 式 （ 第 1 4 条 関 係 ）

第 号

年 月 日

住 所

氏 名 殿

青 森 市 長 島 一 丁 目 1 番 1 号

青 森 県 知 事

明 渡 請 求 書

あ な た に 入 居 承 認 し た 県 営 住 宅 ( 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 )  
の 家 賃 に つ い て 、 年 月 日 付 け 第 号 で 催  
告 し た に も か か わ ら ず 、 年 月 日 現 在 で 下 記  
の と お り 滞 納 と な っ て い ま す 。

よ っ て 、 公 営 住 宅 法 第 3 2 条 第 1 項 ( 青 森 県 県 営 住  
宅 条 例 第 2 8 条 の 2 に お い て 準 用 す る 公 営 住 宅 法 第 3  
2 条 第 1 項 、 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 条 例 第 2 0 条 第 1 項 )  
の 規 定 に よ り 、 県 営 住 宅 ( 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 ) の 入 居  
承 認 を 取 り 消 し 、 明 渡 し を 請 求 す る の で 、 \* 年

月 日までににおいて適正に退去手続を行った上、退去してください。

なお、期日までに退去されない場合は、明渡請求等の訴訟を提起するとともに、年 月 日から当該県営住宅（特定公共賃貸住宅）の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する金額（円）（家賃の額の2倍に相当する金額（円））を徴収するので、念のため申し添えます。

記

1 滞納家賃 金 円  
( 年 月 日現在 )

2 滞納期間 年 月分から  
年 月分まで合計 月分

県土整備部建築住宅課

住宅政策グループ

T E L 017-734-9692

注 事務処理の都合上、納付と行き違いとなる場合があります。ありますので御了承ください。  
(※退去期限は、原則として明渡請求書を送付する日の翌日から1月経過した日が属する月の末日とする。)



第 号  
年 月 日

住所  
氏名 殿

青森市長島一丁目1番1号  
青森県知事

明 渡 請 求 書

あなたは、年 月 日 裁判所において青森県との間で滞納家賃の支払について和解をしましたが、その後、この和解条項が守られていません。

したがって、この和解条項に基づき、県営住宅（特定公共賃貸住宅）の入居承認を取り消し、明渡しを請求するので、※ 年 月 日までににおいて適正に退去手続を行った上、退去してください。

なお、期日までに退去されない場合は、裁判所に対して強制執行の申立てを行うことになるほか、年 月 日から当該県営住宅（特定公共賃貸住宅）の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額（ 円）の2倍に相当する金額（ 円）（家賃の額の2倍に相当する金額（ 円））を徴収するので、念のため申し添えます。

記

1 和解条項違反の内容

2 滞納家賃 金 円  
( 年 月 日現在)

3 滞納期間 年 月分から  
年 月分まで合計 月分

県土整備部建築住宅課  
住宅政策グループ  
TEL 017-734-9692

注 事務処理の都合上、納付と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。

（※退去期限は、原則として明渡請求書を送付する日の翌日から1月経過した日が属する月の末日とする。）

債 務 承 認 書

1 私は、次の県営住宅（以下「本件県営住宅」という。）（特定公共賃貸住宅（以下「本件特定公共賃貸住宅」という。））について、別紙の滞納家賃 円の支払義務のあることを認めます。

(1) 所在地

(2) 名称

(3) 住宅の番号

2 私は、別紙の滞納家賃の一部を弁済した場合、改めて残りの滞納家賃の支払い義務があることを認めたものとします。

年 月 日

青森県知事

殿

住 所

氏 名



5 青森県県営住宅等駐車場使用料滞納整理事務処理要領

# 青森県県営住宅等駐車場使用料滞納整理事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県営住宅（青森県県営住宅条例（昭和36年12月青森県条例第69号。以下「県営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。以下同じ。）の駐車場及び特定公共賃貸住宅（青森県特定公共賃貸住宅条例（平成9年3月青森県条例第6号。以下「特定公共賃貸住宅条例」という。）第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅をいう。以下同じ。）の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用料（以下「駐車場使用料」という。）を滞納している者（以下「滞納者」という。）に係る滞納整理事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(未納通知書等の送付)

第2条 県土整備事務所長（以下「所長」という。）は、毎月、滞納者に対し、県営住宅（特定公共賃貸住宅）駐車場使用料未納通知書（第1号様式）を送付するものとする。ただし、県営住宅（特定公共賃貸住宅）駐車場使用料未納通知書の発行業務を指定管理者に委託した場合は、委託を受けた指定管理者が送付するものとし、青森県県営住宅連帯保証人及び家賃債務保証業者事務取扱要綱第6条第1項の規定により知事の承認を受けた家賃債務保証業者が滞納者に代位して駐車場使用料を負担した場合は送付しない。

2 所長は、駐車場使用料の滞納月数が2か月分に達した滞納者に対し、県営住宅（特定公共賃貸住宅）滞納駐車場使用料納付催告書（第2号様式。以下「催告書」という。）を送付するものとする。ただし、滞納月数が1か月分の滞納者についても、滞納駐車場使用料が過年度分となって1年を経過した場合は、催告書を送付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、滞納駐車場使用料納付誓約書（第3号様式。以下「誓約書」という。）に基づき誠実に債務を履行している滞納者については、催告書を送付しないものとする。

4 所長は、催告書に記載した納付期限までに滞納駐車場使用料を納付しな

い滞納者又は誓約書の誓約事項に違反している滞納者に対し、呼出状（第4号様式）を送付するものとする。

（県営住宅等駐車場使用料滞納整理票の作成）

第3条 所長は、駐車場使用料を2か月分以上滞納している滞納者及び滞納駐車場使用料が1か月分の滞納者で、前条第2項の規定に基づき催告書を送付したものについては、県営住宅（特定公共賃貸住宅）駐車場使用料滞納整理票（第5号様式。以下「整理票」という。）を作成しなければならない。

2 前項の整理票は、滞納者ごとにこれを作成し、催告した時期、納付指導の経緯その他滞納整理の状況を記録し、関係書類とともに整理しておかなければならない。

（納付指導の方法）

第4条 所長は、滞納者その他必要がある者に対し、電話、文書、訪問又は呼び出しにより、滞納している駐車場使用料の納付指導を行うものとする。

2 前項の納付指導は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- （1）当月分の駐車場使用料は、原則として、納入通知書又は口座振替により、納付期限内に納付するよう指導すること。
- （2）滞納している駐車場使用料を一括して納付することが困難と認められる滞納者については、分割納付をするよう指導すること。
- （3）駐車場使用料を長期間滞納しないよう指導すること。この場合において、使用料を3か月分以上滞納した場合は、県営住宅条例第31条第3号及び特定公共賃貸住宅条例第23条第3号の規定に基づき駐車場の利用の承認を取り消すことがあることを説明すること。
- （4）県営住宅条例第30条第2項に規定する駐車場使用料の減免の制度があることを説明すること。この場合において、青森県県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予に関する要領（昭和55年11月12日制定）に定める

駐車場使用料の減免の基準に該当すると思われる滞納者については、当該申請をするよう指導すること。

(5) 口座振替による駐車場使用料の納付を勧奨すること。

(6) 県営住宅又は特定公共賃貸住宅を退去した滞納者については、戸籍、住民票等により、その現住所を確認の上、納付指導をすること。ただし、滞納駐車場使用料の収納、自主的納付の勧奨、居所不明者に係る住所等の調査業務等を受託した債権回収会社が処理する場合は、この限りでない。

(7) 不在期間が長期にわたる者、催告書等の郵便物が転居先不明等の理由で返戻された者その他県営住宅又は特定公共賃貸住宅を無断で退去したと思われる滞納者については、県営住宅無断退去に関する手引に基づき処理すること。

(電話による納付指導)

第5条 所長は、電話による納付指導は、前条第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

(1) 駐車場使用料を2か月分以上滞納している滞納者については、必要に応じて行うこと。

(2) 誓約書の誓約事項に違反している滞納者については、必要に応じて行うこと。

(3) 呼出状による呼び出しに応じない滞納者については、速やかに呼び出しに応じるよう指導すること。

(臨戸訪問等による納付指導)

第6条 所長は、呼出状若しくは電話による呼び出しに応じない滞納者で必要があると認められる場合又はその他必要があると認められる滞納者については、臨戸訪問による納付指導を行うものとする。

2 前項の納付指導は、原則として、2名以上の職員により行わなければならない。

3 第1項の納付指導を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係人の請求が

あるときは、これを提示しなければならない。

- 4 第1項の納付指導を行う職員は、訪問した際に当該滞納者が不在のときは、不在時文書（滞納駐車場使用料について）（第6号様式）を戸口に投函するものとする。

（誓約書の提出の要求）

- 第7条 所長は、滞納者のうち滞納している駐車場使用料を一括して納付することが困難と認められる者については、誓約書を提出するよう求めるものとする。

（生活保護受給者への納付指導）

- 第8条 所長は、滞納者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合は、第4条から前条までの規定による納付指導を行うほか、必要に応じてその担当の社会福祉主事に納付指導の協力を依頼するものとする。

（駐車場の利用の承認の取消し）

- 第9条 所長は、駐車場使用料を3か月分以上滞納している滞納者で、第4条から前条までの納付指導を行ったにもかかわらず、滞納駐車場使用料を納付しない者については、県営住宅条例第31条第3号及び特定公共賃貸住宅条例第23条第3号の規定に基づき駐車場の利用の承認を取り消すことができる。この場合において、駐車場明渡請求書（第7号様式）は内容証明郵便物及び配達証明郵便物により送付しなければならない。

- 2 所長は、前項により駐車場の利用の承認を取り消した場合は、当該駐車場の区画を不法に占有されることのないようにしなければならない。

（時効中断措置等）

- 第10条 所長は、駐車場使用料を滞納している滞納者に対し、駐車場使用料の消滅時効期間を勘案して適宜、債務承認書（第8号様式）を提出するよう求めるものとする。

2 所長は、滞納者から第7条の誓約書若しくは前項の債務承認書の提出があったとき、又はその他時効中断事由が生じたときは、整理票に記録しなければならない。

附 則

この要領は、平成17年 7月19日より施行する。

附 則

この要領は、平成19年 5月 2日より施行する。

附 則

この要領は、平成23年 3月29日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月22日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。

殿

青森県〇〇県土整備事務所長

## 県営住宅（特定公共賃貸住宅）駐車場使用料未納通知書

あなたは、現在下記のとおり県営住宅（特定公共賃貸住宅）の駐車場の使用料を滞納していますので、速やかに納付してください。

記

滞納調査年月日		年		月		日	
年度							
4月	円	5月	円	6月	円		
7月	円	8月	円	9月	円		
10月	円	11月	円	12月	円		
1月	円	2月	円	3月	円		
				月数		合計	
年度以前				月数		合計	
滞納金額							

注1 駐車場の使用料を滞納したときは、青森県県営住宅条例第31条第3号（青森県特定公共賃貸住宅条例第23条第3号）の規定に基づき、駐車場の利用の承認を取り消すことがあります。

2 滞納調査日以降に駐車場の使用料を納付された場合は、この通知書と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。

3 この通知書の内容について御不明な点等がある場合は、下記問合せ先まで御連絡ください。

お問合せ先 : 青森県〇〇県土整備事務所 課  
電話 ( )

殿

県営住宅等指定管理者

〇〇〇〇〇

県営住宅（特定公共賃貸住宅）駐車場使用料未納通知書

あなたは、現在下記のとおり県営住宅（特定公共賃貸住宅）の駐車場の使用料を滞納していますので、速やかに納付してください。

記

滞納調査年月日		年	月	日		
年度						
4月	円	5月	円	6月	円	
7月	円	8月	円	9月	円	
10月	円	11月	円	12月	円	
1月	円	2月	円	3月	円	
		月数		合計		
年度以前		月数		合計		
滞納金額						

注1 駐車場の使用料を滞納したときは、青森県県営住宅条例第31条第3号（青森県特定公共賃貸住宅条例第23条第3号）の規定に基づき、駐車場の利用の承認を取り消すことがあります。

2 滞納調査日以降に駐車場の使用料を納付された場合は、この通知書と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。

3 この通知書の内容について御不明な点等がある場合は、下記問合せ先まで御連絡ください。

お問合せ先 : 県営住宅等指定管理者 〇〇〇〇  
電話 ( )

第 年 月 日  
号

殿

青森県〇〇県土整備事務所長

県営住宅（特定公共賃貸住宅）滞納駐車場使用料納付催告書

あなたが滞納している県営住宅（特定公共賃貸住宅）の駐車場の使用料については、既に『県営住宅（特定公共賃貸住宅）駐車場使用料未納通知書』により通知したところですが、いまだに納付されていません。

滞納している駐車場の使用料の額は、現在下記のとおりとなっておりますので、※ 年 月 日までに滞納している駐車場使用料の全額を納付してください。

なお、上記納付期限までに納付がない場合は、青森県県営住宅条例第31条第3号（青森県特定公共賃貸住宅条例第23条第3号）の規定に基づき、駐車場の利用の承認を取り消すこともありますので、念のため申し添えます。

記

1 滞納駐車場使用料 金 円（ 年 月 日現在）

2 滞納期間 年 月から  
年 月まで（滞納月数 か月分）

お問合せ先 : 青森県〇〇県土整備事務所 課  
電話 ( )

注 事務処理の都合上、納付と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。

(※催告書の納付期限は、催告書を送付する日の翌日から1月目とする。)

第3号様式（第2条関係）

滞納駐車場使用料納付誓約書

- 1 私は、県営住宅（以下「本件県営住宅」という。）（特定公共賃貸住宅（以下「本件特定公共賃貸住宅」という。））の駐車場の使用料について、別紙のと通りの滞納駐車場使用料 円の支払義務のあることを認めます。
- 2 私は、前項の滞納額を、別紙のとおり支払うことを誓約します。
- 3 私は 年 月分からの本件県営住宅（本件特定公共賃貸住宅）の駐車場使用料は、毎月末日までに、その月分を納付することを誓約します。

年 月 日

青森県知事

殿

住 所

氏 名



殿

青森県〇〇県土整備事務所長

呼 出 状

あなたが滞納している県営住宅（特定公共賃貸住宅）の駐車場使用料については、既に『県営住宅（特定公共賃貸住宅）駐車場使用料未納通知書』及び『県営住宅（特定公共賃貸住宅）滞納駐車場使用料納付催告書』により通知したところですが、いまだに滞納駐車場使用料の全額が納付されていません。

つきましては、駐車場使用料を滞納している事情をお聞きし、今後の滞納駐車場使用料の納付方法等について御相談したいので、  
年 月 日 時に、本状持参の上、必ず まで来所ください。

記

- 1 滞納駐車場使用料 金 円（ 年 月 日現在）
- 2 滞納期間 年 月から  
年 月まで（滞納月数 か月分）

お問合せ先 : 青森県〇〇県土整備事務所 課  
電話 ( )

注 事務処理の都合上、納付と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。

殿

青森県〇〇県土整備事務所長

呼 出 状

あなたは、 年 月 日に誓約書を提出していますが、誓約書どおりに滞納駐車場使用料額が支払われていません。

つきましては、駐車場使用料を滞納している事情をお聞きし、今後の滞納駐車場使用料の納付方法等について御相談したいので、 年 月 日 時に、本状持参の上、必ず まで来所ください。

記

- 1 滞納駐車場使用料 金 円（ 年 月 日現在）
- 2 滞納期間 年 月から 年 月まで（滞納月数 か月分）

お問合せ先 : 青森県〇〇県土整備事務所 課  
電話 ( )

注 事務処理の都合上、納付と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。

第5号様式（第3条関係）

県営住宅（特定公共賃貸住宅）駐車場使用料滞納整理票

部長	次長			課	員
納付指導年月日		担当氏名		納付指導方法	
年	月	日		印	来所 電話 訪問
団地名		住戸番号		氏名	
滞納期間			滞納金額		
年 月～		年 月		円	
のうち計		か月			
滞納原因	低所得・病気・事故・失業・借金返済・教育費・納入不注意・浪費				
聞取内容					
指導内容					
特記事項					



第6号様式（第6条関係）その2 その他滞納者用

年 月 日

団 地 名  
住 戸 番 号  
入 居 者 氏 名  
様

滞 納 駐 車 場 使 用 料 に つ い て

本日、あなたが滞納している駐車場使用料のことで  
お伺いしましたが不在でした。滞納のことでお話があ  
つきますので必ず下記のとこまで来所又は連絡を  
りますので必ず下記のとこまで来所又は連絡を  
ください。

連 絡 先

所 在 地

青 森 県 ○ ○ 県 土 整 備 事 務 所  
課 担 当 ○ ○

電 話

第 7 号 様 式 （ 第 9 条 関 係 ）

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

〇 〇 市 〇 〇 〇

青 森 県 〇 〇 県 土 整 備 事 務 所 長 〇 〇 〇 〇

県 営 住 宅 （ 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 ） 駐 車 場 明 渡 請 求 書

あ な た に 利 用 承 認 し た 県 営 住 宅 （ 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 ）  
の 駐 車 場 の 使 用 料 に つ い て 、 年 月 日  
付 け 第 号 で 催 告 し た に も か か わ ら ず 、  
年 月 日 現 在 で 下 記 の と お り 滞 納 と な っ て い  
ま す 。

よ っ て 、 県 営 住 宅 条 例 第 3 1 条 第 3 号 （ 特 定 公 共 賃  
貸 住 宅 条 例 第 2 3 条 第 3 号 ） の 規 定 に よ り 、 県 営 住 宅  
（ 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 ） の 駐 車 場 の 利 用 の 承 認 を 取 り 消  
し 、 明 渡 し を 請 求 す る の で 、 年 月 日

までにおいて適正に返還手続を行った上、明け渡してください。

記

1 滞納している駐車場の使用料

金 円 ( 年 月 日現在 )

2 滞納期間

年 月分から

年 月分まで合計 月分

青森県〇〇県土整備事務所

〇〇〇〇

T E L 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

注 事務処理の都合上、納付と行き違いとなる場合がありますので御了承ください。

債 務 承 認 書

- 1 私は、県営住宅（特定公共賃貸住宅）の駐車場の使用料について、下記の滞納駐車場使用料 円の支払義務のあることを認めます。

滞納年月 (年、月)	駐車場使用料の 額 (A)	既納入済額 (B)	滞納額 (C) (A) - (B)
合 計			

- 2 私は、上記滞納駐車場使用料の一部を弁済した場合、改めて残りの滞納駐車場使用料の支払義務があることを認めたものとします。

年 月 日

青森県知事

殿

住 所

氏 名

## 6 青森県県営住宅高額所得者明渡請求事務処理要領

## 青森県県営住宅高額所得者明渡請求事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）並びに青森県県営住宅条例（昭和36年12月青森県条例第69号。以下「条例」という。）及び青森県県営住宅規則（昭和37年2月青森県規則第8号。以下「規則」という。）に基づき、高額所得者に対して県営住宅の明渡請求を行い、県営住宅の適正な管理を図るため必要な事項を定める。

### (高額所得者の定義)

第2条 この要領において「高額所得者」とは、法第34条の規定による報告等の内容に基づき、又は条例第10条の2第2項の規定により、収入が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超える入居者で当該県営住宅に引き続き5年以上入居しているものと知事が認定した者をいう。

### (高額所得者の認定通知)

第3条 高額所得者として認定した旨の通知（以下「高額所得者の認定通知」という。）を行う場合には、次の書類を送付して行うものとする。

- (1) 高額所得者認定通知書（第1号様式又は規則第10号様式）
- (2) 高額所得者の明渡請求制度に対する理解を深めるための説明書

### (意見の申出及び認定の取消し)

第4条 高額所得者の認定通知を受けた者は、その認定に関し意見を述べることができる。この場合において、意見の申出は、通知を受けた日から1月以内に意見書（第2号様式又は規則第11号様式）を提出することにより行うものとする。

2 知事は、意見書の提出があった場合は、意見の内容を審査し、当該意見に正当な理由があると認めるときは、当該認定を取り消すとともに、その旨を高額所得者認定取消通知書（第3号様式又は規則第12号様式）により通知するものとする。

### (協議及び指導)

第5条 県土整備事務所長（以下「所長」という。）は、第3条の規定により高額所得者の認定通知を行った場合には、当該高額所得者に対し、面談等により、現に居住する県営住宅の明渡しに関し必要な指導を行うものとする。

2 前項の指導に当たっては、明渡期日を明示させ、高額所得者の認定通知を行った日から6月以内に明渡しを行う場合には、当該高額所得者から県営住宅明渡誓約書（第4号様式）を徴するものとする。

(明渡勧告)

第6条 所長は、正当な理由なく前条第2項の期間内の明渡しに応じない高額所得者に対し、県営住宅明渡勧告書(第5号様式。以下「明渡勧告書」という。)により、明渡期日を指定して明渡勧告を行うものとする。

2 前項の規定により指定する明渡期日(以下「指定明渡期日」という。)は、高額所得者の認定通知を行った日から起算して、6月を経過した日とする。

3 所長は、明渡勧告を行った高額所得者について、指定明渡期日の到来前において、入居者又はその同居者の死亡、失職、定年退職、離婚、転出等により収入が令第9条に定める基準を超えなくなったときその他特に必要があると認めるときは、当該明渡勧告を取り消すことができる。

(住宅のあっせん)

第7条 所長は、法第30条第1項の規定に基づき、高額所得者に対し移転先のあっせんに努めるものとする。

(明渡請求の対象者)

第8条 所長は、次のいずれかに該当する高額所得者について、県営住宅明渡請求対象者名簿(第6号様式)を作成し、知事に報告するものとする。

(1) 県営住宅明渡誓約書に示された明渡期日が過ぎても、正当な理由なく県営住宅の明渡しをしない者

(2) 明渡勧告書に記載された指定明渡期日を過ぎても、正当な理由なく県営住宅の明渡しをしない者

(明渡請求)

第9条 知事は、前条の規定により所長から報告があった高額所得者に対して、明渡請求書(第7号様式)により、明渡請求を行うものとする。この場合において、明渡請求書の送付は、内容証明及び配達証明郵便により送付しなければならない。

2 知事は、明渡請求書を送付したときは、所長に通知するものとする。

(明渡期限)

第10条 明渡期限は、明渡請求書を送付する日の翌日から起算して、6月に明渡請求書の送達までに要する期間として1週間を加えた期間が経過した日の属する月の末日とする。ただし、別記高額所得者明渡期限延長基準に照らし、請求後の期限延長が明らかな場合には、あらかじめ延長期間を加えた日を明渡期限とすることができる。

(明渡請求後の指導)

第11条 所長は、明渡請求を行った高額所得者に対し、明渡期限が到来するまでの間、明渡義務を履行するよう随時、口頭又は文書により指導を行うものとする。

2 所長は、高額所得者が別記高額所得者明渡期限延長基準に該当するとき又は第

6条第3項に規定する事由があると認められるときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(明渡期限の延長)

第12条 明渡期限の延長は、別記高額所得者明渡期限延長基準により行うものとする。

2 前項の規定により明渡期限を延長したときは、県営住宅明渡期限延長通知書(第8号様式)を配達証明郵便により送付してその旨を通知するものとする。

(明渡請求の取消し)

第13条 第6条第3項の規定は、明渡請求について準用する。この場合において、同項中「所長」とあるのは「知事」と、「明渡勧告」とあるのは「明渡請求」と、「指定明渡期日」とあるのは「明渡期限」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により明渡請求を取り消したときは、県営住宅明渡請求取消通知書(第9号様式)を配達証明郵便により送付してその旨を通知するものとする。

(明渡期限経過後の措置)

第14条 知事は、明渡期限(期限の延長を行った場合は、その延長後の期限をいう。)が到来したにもかかわらず、なお当該県営住宅を明け渡さない高額所得者について、当該明渡期限後1月以内に県営住宅を明け渡すよう求める旨を記載した県営住宅明渡訴訟予告通知書(第10号様式)を送付する。

(明渡訴訟の提起)

第15条 知事は、明渡訴訟予告通知書が送付されたにもかかわらず、県営住宅の明渡しを行わない高額所得者に対して、当該県営住宅の明渡しを求める訴えを提起するものとする。

(記録管理)

第16条 高額所得者の明渡請求に関する記録の管理は、高額所得者個人票(第11号様式)により行う。

附 則

この要領は、平成21年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記 高額所得者明渡期限延長基準

左欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる取扱いによるものとする。

区 分	取 扱 い
<p>県営住宅の入居者又はその同居者が1月以上の入院又は安静を要する病気にかかり、又は事故により負傷している場合</p>	<p>病状により1年を限度として延長することができる。ただし、延長後の期限の到来時において、なお延長事由が継続する場合は、再度延長することができるものとする。</p>
<p>県営住宅の入居者又はその同居者が災害により著しい損害を受けた場合</p>	<p>災害により受けた損害の額が少なくとも公営住宅法施行令第9条第1項に定める収入基準の3倍を超える程度であることを要するものとし、損害の程度及びその実情により1年を限度として延長することができる。</p>
<p>県営住宅の入居者又はその同居者が高額所得者と認定した日の属する年度の翌年度末日までに定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想される場合</p>	<p>定年退職する等の理由により収入が著しく減少する日の属する年度の末日まで延長することができる。</p>
<p>その他特別の事情がある場合</p>	<p>県営住宅を明け渡すための具体的な計画が明渡期限の到来までに提示され、これが適当であると認められる場合には、1年を限度として、その計画における明渡予定日まで延長することができる。</p>

第 1 号様式(第 3 条関係)

年 月 日

団地名  
住宅の番号 棟 号  
県営住宅所在地  
入居者氏名 殿

青森県知事 印

高額所得者認定通知書

公営住宅法第 3 4 条の規定による報告等の内容に基づき、高額所得者として認定したので通知します。

については、同法第 29 条第 1 項(青森県県営住宅条例第 28 条の 2 において準用する同法第 29 条第 1 項)の規定に基づく明渡し請求を受けたときは、住宅を明け渡しをいただくこととなりますので、併せて通知します。

記

収入月額	合計所得金額	合計控除金額	認定年月日
円	円	円	年 月 日

入居期間	家賃月額	家賃適用期間
年 月	円	年 月から 年 月まで

合計所得金額の内訳

続柄	所得金額を有する者の氏名	年間所得金額(円)
本人		

この認定に関し不服があるときは、この通知を受けた日から 1 月以内に、意見書に必要な書類を添えて知事に提出してください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名  
住宅の番号 棟 号  
県営住宅所在地  
入居者氏名

意見書

年 月 日付け 第 号で高額所得者としての認定を受けましたが、  
下記の理由により高額所得者としての認定を取り消してください。

記

理由

- 注 1 理由を証明する書類等必要と認める書類を添付することができる。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

団地名  
住宅の番号 棟 号  
県営住宅所在地  
入居者氏名 殿

青森県知事

印

高額所得者認定取消通知書

下記のとおり高額所得者としての認定を取り消したので通知します。

記

	収入月額	合計所得金額	合計控除金額
取消前	円	円	円
取消後	円	円	円

収入超過者としての認定の有無	家賃月額	家賃適用期間
	円	年 月から 年 月まで

取消後の合計所得金額の内訳

続柄	所得金額を有する者の氏名	年間所得金額(円)
本人		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式（第5条関係）

## 県営住宅明渡誓約書

1 私は、次の県営住宅（以下「本件県営住宅」という。）について、いかなる理由があろうとも、下記の期日までに明け渡すことを誓約します。

(1) 県営住宅所在地

(2) 団 地 名

(3) 住 宅 の 番 号

2 私は、前項の誓約事項に違反したときは、直ちに明渡請求されても異議を申しません。

記

明 渡 期 日                      年    月    日

年    月    日

青 森 県 知 事    殿

住    所

氏    名

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 殿

青森県〇〇県土整備事務所長

### 県営住宅明渡勧告書

平成 年 月 日付けの高額所得者認定通知書で通知があったとおり、あなたは高額所得者として認定されています。

県営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で供給するために整備された住宅であることを理解していただき、早急に住宅の明渡しをされるよう勧告します。

下記の明渡期日までに明渡しされない場合は、公営住宅法第29条第1項に基づき明渡しの請求を行うこととなりますので御了知ください。

#### 記

1 明渡期日 年 月 日



第 7 号 様 式 （ 第 9 条 関 係 ）

第 号

年 月 日

住 所

氏 名 殿

青 森 市 長 島 一 丁 目 1 番 1 号

青 森 県 知 事

### 明 渡 請 求 書

公 営 住 宅 法 第 2 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き ， 現 在 ， あ  
な た が 住 ん で い る 県 営 住 宅 を ， 下 記 期 限 ま で に 明 け 渡 す  
よ う 請 求 し ま す 。

1 明 渡 し を 請 求 す る 住 宅

2 明 渡 期 限

年 月 日

### 3 理 由

当該県営住宅に引き続き5年以上入居し、最近2年間引き続き公営住宅法施行令第9条第1項に規定する金額（月額 円）を超える高額の収入があるため。

なお、明渡期限が到来しても当該県営住宅を明け渡さないときは、青森県県営住宅条例第19条第1項の規定により、近傍同種住宅の家賃の2倍に相当する額を徴収するとともに、法的措置の対象となりますので、申し添えます。

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 殿

青森県知事

### 県営住宅明渡期限延長通知書

青森県県営住宅条例第 1 8 条の規定に基づき，下記のとおり県営住宅の明渡期限を延長したので通知します。

記

延長前の明渡期限 年 月 日

延長後の明渡期限 年 月 日

第9号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 殿

青森県知事

### 県営住宅明渡請求取消通知書

年 月 日付け 第 号により行った公営住宅法第29条第1項の規定に基づく明渡請求については、下記の理由により取り消したので通知します。

記

理由

第 1 0 号様式（第 1 4 条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 殿

青森県知事

### 県営住宅明渡訴訟予告通知書

年 月 日付け 第 号で公営住宅法第 2 9 条第 1 項の規定に基づく県営住宅の明渡請求を行っておりました。その明渡期限である 年 月 日が経過しましたが、未だに県営住宅の明渡しがなされていません。

ついては、速やかに県営住宅の明渡しを行うよう請求します。

なお、1 か月以内に自主的な明渡しがない場合には、あなたに対し、県営住宅の明渡しを求める訴訟を提起することになりますので、あらかじめ通知します。



7 県営住宅連帯保証人及び家賃債務保証業者事務取扱要綱

## 青森県県営住宅連帯保証人及び家賃債務保証業者事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県営住宅に係る連帯保証人及び家賃債務保証業者について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 青森県県営住宅条例（昭和36年12月青森県条例第69号）をいう。
- (2) 規則 青森県県営住宅規則（昭和37年2月青森県規則第8号）をいう。
- (3) 連帯保証人 県営住宅の入居者と連帯して家賃その他の債務を負担する義務を負う者をいう。
- (4) 家賃債務保証業者 県営住宅の入居者の委託を受けて当該入居者の債務を保証することを業として行う者であって、第6条の規定による知事の承認を受けた者をいう。
- (5) 家賃債務保証契約 県営住宅の入居者が家賃に係る債務（以下「債務」という。）の履行を怠った場合に、家賃債務保証業者が当該入居者に代位して当該債務を負担する旨を定める契約その他これに付随する契約をいう。
- (6) 家賃債務保証業務 家賃債務保証契約の締結及び履行に関する業務をいう。

(連帯保証人等の設定等)

第3条 県営住宅の入居の承認を受けた者は、連帯保証人を定めなければならない。

2 連帯保証人を定めることができない県営住宅の入居の承認を受けた者は、条例及び規則で定める書類に、家賃債務保証業者と締結した家賃債務保証契約の契約書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(家賃債務保証業者の要件)

第4条 家賃債務保証業者として承認を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 家賃債務保証業者登録規程（平成29年10月2日国土交通省告示第898号）第5条第1項に規定する家賃債務保証業者登録簿に記載されている業者
- (2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人として指定されている者

(家賃債務保証業者の協議)

第5条 家賃債務保証業者の承認を受けようとする者は、家賃債務保証業務協議書（第1号様式）に家賃債務保証業務に関する誓約書（第2号様式）その他必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(家賃債務保証業者の承認等)

第6条 知事は、前条の規定による協議を受けた場合において、第4条に規定する要件を満たすと認めるときは、家賃債務保証業者として承認するものとする。

2 知事は、前項の規定により家賃債務保証業者として承認することとしたときは、家賃債務保証業者承認通知書(第3号様式)により通知し、及び家賃債務保証業者承認簿(以下「承認簿」という。)に記載するものとする。

3 第1項の規定による承認を受けた者は、速やかに青森県と家賃債務保証業務に係る基本協定を締結しなければならない。

4 第1項の規定による承認の有効期間は、承認簿に登録された日から第4条第1号に該当する者にあつては当該登録の期間の満了日まで、同第2号に該当する者にあつては当該指定の期間の満了日までとする。

5 知事は、家賃債務保証業者からの協議の申出に基づき、第1項の規定による承認の有効期間を更新することができる。この場合において、家賃債務保証業者は、当該承認の有効期間の更新に係る承認の有効期間が満了する日の3箇月前から1箇月前までの間に、再度前条に規定する手続を行わなければならない。

(家賃債務保証業者の承認の取消し)

第7条 知事は、家賃債務保証業者が第4条に規定する要件を満たさなくなった場合は、家賃債務保証業者の承認を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により、家賃債務保証業者の承認を取り消す場合には、当該家賃債務保証業者に対し、家賃債務保証業者承認取消通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(変更等の届出)

第8条 家賃債務保証業者は、承認を受けた内容に変更があつた場合は家賃債務保証業者名称等変更届出書(第5号様式)により、家賃債務保証業務を廃止した場合は家賃債務保証業務廃止届出書(第6号様式)により、それぞれ知事に届け出なければならない。

(入居継続承認等における連帯保証人)

第9条 県営住宅の入居継続承認を希望する者は、入居継続承認申請書を提出する際に、再度第3条に規定する手続を行わなければならない。

2 県営住宅の特定住替えの公募に申込みを希望する者は、青森県県営住宅入居者選考要綱で定める特定住替えの申込みをする際に、再度第3条に規定する手続を行わなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 8 青森県県営住宅等における残置物の対応に係る取扱要領

## 青森県県営住宅等における残置物の対応に係る取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、青森県県営住宅及び青森県特定公共賃貸住宅(以下「県営住宅等」という。)の入居者に不測の事態が生じたために、当該入居者の居住する住戸(物置及び入居者が駐車場利用承認を受けている場合にあつては当該駐車場区画を含む。以下同じ。)内に残置された家財等(以下「残置物」という。)の入居者による管理が不可能となった場合における、残置物の確認、移動、保管等の事務処理について定め、もって県営住宅等の適切かつ合理的な管理を図ることを目的とする。

### (対象となる入居者)

第2条 この要領により、県による残置物の確認、移動、保管、廃棄等の事務処理の対象となる県営住宅等の入居者(以下単に「対象入居者」という。)は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

- 一 同居親族がいないこと。
  - 二 連帯保証人がいないこと(家賃債務保証業者による家賃の支払に係る債務の保証を受けていることにより連帯保証人がいない場合を含む。)
- 2 前条に規定する不測の事態とは、入居者の死亡とする。

### (同意書の提出)

第3条 県土整備事務所長(以下「所長」という。)は、県営住宅等の入居の承認を受けた者が対象入居者に該当することが見込まれる場合に、当該県営住宅等の入居の承認を受けた者に対して入居説明会までに「住戸明渡し及び残置物の処分に関する同意書(第1号様式)」(以下「同意書」という。)の提出を求めるものとする。

- 2 所長は、県営住宅等の入居者が提出する異動届又は入居継続承認申請書により、対象入居者であることが確認できたときは、当該対象入居者に対して同意書の提出を求めるものとする。
- 3 所長は、毎年度の収入認定の際、対象入居者に該当するにもかかわらず、同意書を提出していない入居者の有無を確認するものとする。
- 4 前項の規定により同意書を提出していない入居者が確認できた場合、所長は、必要に応じて当該入居者に係る世帯状況の確認を行い、同意書の提出を求めるものとする。

### (退去手続)

第4条 所長は、対象入居者の死亡を確認したときは、原則として、死亡(推定)日をもって退去手続を行うものとする。

### (法定相続人の調査)

第5条 所長は、対象入居者の死亡を確認した場合は、緊急連絡先に速やかに連絡するとともに、当該対象入居者の戸籍謄本及び附票、法定相続人の住民票等の調査により、当該対象入居者の法定相続人を特定するものとする。

(立入調査)

第6条 所長は、対象入居者の死亡を確認した日から1か月以内に、次に掲げる事項に留意の上、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第15条の規定に基づく管理のため、当該県営住宅等の立入調査を実施するものとする。

- 一 立入調査は、所長の指名する県土整備事務所職員2名以上、指定管理者の職員1名以上で行うこと。
- 二 残置物と室内の状況を確認し、「住戸内状況調査票（第2号様式）」及び「残置物目録（第3号様式）」を作成すること。
- 三 残置物と室内の状況を写真により記録することとし、居室のほか占用部分の全てにおいて死角が生じないように撮影すること。
- 四 立入調査終了後、室内を施錠した上で、玄関の鍵を取り換え、鍵を交換した旨の通知（第4号様式）を玄関扉に貼り付けること。この場合において、その状況を写真により記録すること。

(法定相続人がいる場合の手続)

第7条 所長は、第5条により特定した法定相続人に対して、住戸内の残置物の引取りに係る通知（第5号様式）（第3項において「引取依頼書」という。）を速やかに送付し、残置物の引取りを依頼するものとする。

- 2 所長は、相続放棄申述受理通知書の写し又は相続放棄申述証明書の写し（次項において「受理通知書の写し等」という。）により、死亡した対象入居者の法定相続人の全員が相続放棄した事実を確認した場合には、相続放棄をした全ての者から「残置物処分依頼書（第6号様式）」を提出させるものとする。
- 3 所長は、第1項の規定により依頼した法定相続人が、正当な理由なく引取依頼書に記載した引取期限までに残置物を引き取らず、かつ法定相続人から受理通知書の写し等及び残置物処分依頼書の提出をしない場合には、当該法定相続人に「住戸内における残置物の引取りについて（催告）（第7号様式）」を送付するものとする。
- 4 所長は、前項の書面に記載した残置物の引取期限の経過後、なお法定相続人からの連絡や残置物の引取りがない場合、残置物の移動、保管等（以下「残置物の処分」という。）を実施するものとする。
- 5 所長は、残置物の処分を行った場合、法定相続人に対して残置物の処分に要した費用のほか、被相続人の滞納家賃等県の保有する賃貸借契約に係る一切の債権を請求するため「住戸内における残置物の処分報告及び退去費用の請求について（第8号様式）」を送付するものとする。

6 本条の規定により、法定相続人に対して書類を送付する場合は、全て配達証明郵便により行い、送付記録を保管するものとする。併せて、書類の写しを特定記録郵便により送付するものとする。

(法定相続人がいない場合の残置物の処分)

第8条 所長は、第5条の規定による調査の結果、死亡した対象入居者の法定相続人が存在しないときは、残置物の処分を実施するものとする。

(残置物の処分)

第9条 所長は、残置物の処分を実施する前に、第6条の規定により実施した立入調査時点から残置物に変化がないことを確認するため、再度立入調査を行うものとする。この場合において、第6条第1号及び第2号に掲げる事項に留意するものとする。

2 所長は、残置物を次の各号に掲げるものに分類し、それぞれ当該各号に定める措置をとるものとする。

一 現金、預金通帳、貴金属その他の換価性のあるもの 内又は適切な場所に移動させ、又は保管すること。

二 一身専属的なものその他の保管すべきもの 内又は適切な場所に移動させ、又は保管すること。

三 生活ゴミその他の廃棄すべきもの 廃棄すること。

3 所長は、前項第一号に分類した残置物について、換価することにより残置物の処分費用等の債権に充当することが可能であると見込まれるときは、家庭裁判所に対して相続財産の管理人の選任を申し立て、財産の管理を当該相続財産の管理人に移管するとともに、県が保有する県営住宅等の賃貸借契約に係る一切の債権の存在を届け出るものとする。

(残置物に関する書類の保管期間)

第10条 残置物に関する書類の保管期間は5年とする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項の処理に当たっては、所長は県土整備部長に協議するものとする。

附 則

この要領は、令和4年9月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

住戸明渡し及び残置物の処分に係る同意書

年 月 日

青森県〇〇県土整備事務所長 殿

住 所

氏 名

私が、下記2の場合には、県に下記1の住戸を明け渡すこととし、住戸内の残置物については、下記3のとおり取り扱うことを希望します。

記

1 入居する県営住宅等の名称

県営住宅（特定公共賃貸住宅） 団地 棟 号室

2 入居する県営住宅等を明け渡す場合

不測の事態が生じたため、住戸内の管理ができなくなったとき

3 2の場合における住戸内の残置物についての取扱い

全て私の法定相続人に処分させるものとする。ただし、私の法定相続人が不存在又は行方不明である場合には、県において残置物を全て処分して差し支えない。

第2号様式（第6条関係）

## 住戸内状況調査票

年 月 日

入居名義人		団地名		住棟番号	
				住戸番号	
調査年月日	年 月 日 時～ 時				
調査職員		職・氏名（欄が不足する場合は適宜追加すること。）			
		職・氏名（欄が不足する場合は適宜追加すること。）			
	指定管理者	職・氏名（欄が不足する場合は適宜追加すること。）			
概況					
残されている主な家財等					
その他特記事項	（※立入調査時に撮影した残置物と室内の状況を添付すること。）				

第3号様式（第6条関係）

残 置 物 目 録

年 月 日

入居名義人		団地名		住棟番号	
				住戸番号	
調査年月日	年	月	日	時～	時
処分年月日	年	月	日		
残置物名	数量	有価値	特記事項		
位牌・遺骨					
現金・預貯金 貴金属・宝石 腕時計 ( )		○ ○			
たんす 寝具・ベッド ソファ・椅子 食器棚 食卓・机 洗濯機 衣類乾燥機 冷蔵庫 テレビ エアコン ( ) ( ) ( ) ( ) ( )					
備考等					
記録者職氏名	青森県〇〇県土整備事務所		課：職・氏名		
	青森県〇〇県土整備事務所		課：職・氏名		
	指定管理者		：職・氏名		

(※ 欄や項目が足りない場合は適宜追加すること。)

# お 知 ら せ

この住戸は、管理の都合により  
鍵の交換を行った上で閉鎖して  
います。

お問い合わせは、下記までお願  
いします。

年 月 日

青森県〇〇県土整備事務所

〇〇〇〇課 担当：〇〇

電話番号：

第5号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

（相続人）様

青森県〇〇県土整備事務所長

住戸内の残置物の引取について（依頼）

下記1の県営住宅等の住戸に単身で入居されておりました（入居者）様が、  
年 月 日付けでお亡くなりになりました。

つきましては、下記2の期限までに住戸内に残置されている家財等についての引  
取りを（入居者）様の相続人である（相続人）様をお願いいたします。

住戸内の残置物の引取りができない特別な理由がある場合には、御相談に応じま  
すので、下記2の期日までに下記3の連絡先へお早めに御一報ください。

また、相続を放棄している場合は、同封しました「残置物処分依頼書」及び「残  
置物処分依頼書」に、添付資料として記載された書類を下記2の期日までに下記3  
の連絡先に提出してください。

なお、（相続人）様の他の法定相続人の方にも同様の文書をお送りしております  
ので、御承知おきください。

記

1 （入居者）様が入居していた県営住宅等

住 所：

住戸番号： 団地 棟 号室

2 残置物の引取期限

年 月 日

3 連絡先

青森県〇〇県土整備事務所長〇〇〇〇課 担当：〇〇

住 所：

電話番号：

注 「2 残置物の引取期限」は、原則として当該引取依頼書を送付する日の翌日  
からして15日目とする。

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

残 置 物 処 分 依 頼 書

青森県〇〇県土整備事務所長 殿

住 所

氏 名

（入居者との続柄： ）

電話番号

私は、 団地 棟 号室に入居していた故 の相続については、添付した資料のとおりその相続を放棄しています。

私のほかに故 の相続人がいないときは、住戸内の全ての残置物を青森県において処分してくださるよう依頼します。

（添付資料）

相続放棄申述受理通知書の写し又は相続放棄申述証明書の写し

第7号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

（相続人） 様

青森県〇〇県土整備事務所長

住戸内の残置物の引取りについて（催告）

下記1の住戸内における残置物の引取りについて、 年 月 日付け号であなたに対して依頼をしているところですが、未だ残置物の引取りが確認できておりません。

つきましては、下記2の引取最終期限までに残置物の引取りを行っていただきますよう、改めて依頼します。

御対応いただけない場合は、県営住宅等の適正な管理のため、県営住宅の設置主体として直ちに住戸内における残置物の移動、保管等の処分を行います。当該処分にかかる費用及び（、）退去にかかる修繕費（及び滞納家賃等）などの精算費用は、法定相続人である（相続人）様に請求いたします。

なお、（相続人）様のほか、他の法定相続人の方にも同様の文書をお送りしておりますので、御承知おきください。

記

1 （入居者）様が入居していた県営住宅等

住 所：

住戸番号： 団地 棟 号室

2 残置物の引取最終期限

年 月 日

3 連絡先

青森県〇〇県土整備事務所〇〇〇〇課 担当：〇〇

住 所：

電話番号：

第8号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

（相続人） 様

青森県〇〇県土整備事務所長

住戸内における残置物の処分報告及び退去費用の請求について

あなたが法定相続人である下記1の住戸内における残置物の引取りについては、  
年 月 日付け 号で通知した引取最終期限までに御対応いただけなかったため、  
県営住宅等の設置主体として、住戸内における残置物の移動、保管等の処分を  
年 月 日に行いました。

併せて、今回の残置物の処分費用のほかあなたに請求する金額は下記2のとおり  
となっておりますので、別添納入通知書により期日までに納付してください。

なお、（相続人）様のほか、他の法定相続人の方にも同様の文書をお送りして  
おりますので、御承知おきください。

記

1 （入居者）様が入居していた県営住宅等

住 所：

住戸番号： 団地 棟 号室

2 請求額の内訳

費目	金 額
残置物の処分費（損害賠償金）	円
退去住戸内の原状回復に要する修繕費 （損害賠償金）	円
滞納家賃額	円
滞納駐車場使用料	円
敷金の充当	△ 円
合 計	円

## 9 青森県県営住宅等迷惑行為措置要綱

## 青森県県営住宅等迷惑行為措置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県営住宅（青森県県営住宅条例（昭和36年青森県条例第69号。以下「県営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）、特公賃住宅（青森県特定公共賃貸住宅条例（平成9年青森県条例第6号。以下「特公賃条例」という。）第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅をいう。）及びこれらの共同施設（県営住宅条例第2条第2号及び特公賃条例第2条第2号に規定する共同施設をいう。）並びにこれらの敷地（以下「県営住宅等」という。）において、他人に迷惑をかける行為が発生した場合における対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (迷惑行為の定義)

第2条 県営住宅条例第16条の2及び特公賃条例第18条の2の他人に迷惑をかける行為（以下「迷惑行為」という。）は、県営住宅等における次に掲げるものとする。

一 周辺的生活環境を害する行為として次に掲げるもの。

イ 動物を飼育すること。

ロ テレビ、ラジオ等の視聴、楽器等の演奏、大声を発する行為、運動等により、連続的又は断続的に騒音又は振動を発生させること。

ハ ごみ等の放置、放尿等により、悪臭を発生させ、又は害虫、獣類を発生させること。

ニ 私物等を設置又は放置することにより入居者、歩行者等の通行を妨げること。

二 他の入居者に対して著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

三 前二号のほか、他の入居者に対し、不快若しくは嫌悪の情を催させ、又は不安を覚えさせる行為として知事が認めたもの。

### (事実調査及び証拠収集)

第3条 県土整備事務所長（以下「所長」という。）は、迷惑行為が発生した旨の申立てがあつた場合、申立人、原因者、近隣の入居者及び自治会役員等（以下「調査対象者」という。）に対して調査を行うものとする。

2 前項の調査においては、迷惑行為の有無を基礎付ける資料となることから、可能な限り、メモ、写真、音声データ、映像データ等による記録等の証拠を収集するものとする。

3 所長は、前項で収集した資料に基づき、県営住宅等迷惑行為整理票（第1号様式）を作成するものとする。

4 県営住宅及び特公賃住宅の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、前三項の所長の事務を補助するものとする。

(協力依頼)

第4条 所長は、前条第1項の調査を行うに当たって、調査対象者に協力を要請するものとする。

2 所長は、迷惑行為の解消のため必要と認められる場合に記録、証拠等を警察等の関係機関に提出する旨の同意を、調査対象者から得るものとする。この場合において、同意は任意の書面によるものとする。

3 所長は、調査対象者のうち申立人に係る前項の同意が得られなかった場合においては、申立人以外の調査対象者に対する調査、原因者に対する是正指導等を行わないものとし、その旨を申立人に説明するものとする。

4 指定管理者は、前三項の所長の事務を補助するものとする。

(是正指導)

第5条 第3条の事実調査等により、第2条各号に掲げる行為が発生したと認められる場合、所長は、原因者に対し、迷惑行為を止めるよう各種注意文書の発送、電話、臨戸訪問、呼出し等による指導を速やかに行うこととする。

2 所長は、前項の指導において必要と認められる場合には警察等関係機関と連携を図ることとし、調停等の各種紛争解決の制度を利用することが適切と認められる場合には原因者、申立人又は近隣入居者の紛争当事者に対して当該制度の利用を勧めるものとする。

3 第1項の指導によって当該迷惑行為が解消されない場合、所長は、原因者に対して是正指示書(第2号様式)を配達証明付郵便により送付するものとする。

4 所長は、前項の規定による是正指示書の送付後、改めて原因者を呼び出した上で迷惑行為解消の指導を行うこととし、再度迷惑行為を行わないことを誓約する書面(第3号様式。以下「誓約書」という。)を提出させるものとする。

5 所長は、原因者が誓約書の提出を拒否した場合又は提出した後も迷惑行為が継続される場合、当該原因者を県営住宅等の次条の法的措置の対象とすることが相当である者(以下「法的措置対象者」という。)の候補者として、迷惑行為整理票、是正指示書、是正指示書に対する誓約書その他知事が必要と認める書類を添付の上、知事に報告するものとする。

6 知事は、前項の報告があったときは、所長と協議の上、法的措置対象者を選定するものとする。

(法的措置)

第6条 法的措置とは、次に掲げるものをいう。

- 一 公営住宅法第32条第1項第5号及び特公賃条例第20条第1項第5号の規定に基づく明渡請求(以下「明渡請求」という。)

二 民事訴訟の提起

三 前号の規定により得られた債務名義に基づく強制執行

(明渡請求)

第7条 知事は、法的措置対象者に対し、明渡請求書（第4号様式）を配達証明付内容証明郵便により送付するものとする。

2 知事は、前項の請求をしたときは、法的措置対象者の居住する県営住宅を管理する所長にその旨通知するものとする。

(訴訟提起)

第8条 知事は、第7条第1項の規定により明渡請求を行った者で明渡しに応じない者に対して、速やかに訴訟提起を行うものとする。

(強制執行)

第9条 知事は、前条の規定による訴訟提起を行った者について認容判決が確定したものは、速やかに強制執行の申立てを行うものとする。

附 則

1 この要綱は令和5年3月2日から施行する。

2 この要綱の施行の際既に発生していた迷惑行為に関し、原因者に対して行っていた各種注意文書の発送、電話、臨戸訪問、呼出し等による指導については、第5条の指導とみなす。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

(第1号様式、第3条関係)

県営住宅等迷惑行為整理票

整理番号	受付日時 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 受付： 面談 ・ 電話 ・ その他 ( )
申立人	住所 氏名 電話番号
原因者 (あれば記入)	住所 氏名 電話番号
(内容)	
(対応方針・処理状況)	

(注) なお、欄が足りない場合には、適宜追加して下さい。

(第2号様式、第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

青森県〇〇県土整備事務所長

### 是 正 指 示 書

あなたは、当職が再三指導したにもかかわらず、青森県県営住宅条例第16条の2（青森県特定公共賃貸住宅条例第18条の2）の迷惑行為に該当する【日時と具体的行為の列挙】を繰り返し行ったことが確認されました。

当該迷惑行為は、著しく共同生活の維持を阻害することとなり、県営住宅（特定公共賃貸住宅）の管理上あなたの当該迷惑行為をこれ以上放置することはできません。

つきましては、あなたが当該迷惑行為をやめるよう指示するとともに、今後迷惑行為をやめて、共同生活を阻害することのないよう誓約していただくため、年 月 日までに青森県〇〇県土整備事務所〇〇〇〇課にこの用紙を持参し、誓約書を提出するよう求めます。

なお、事前の連絡なく同日までに来課しない場合は、この是正指示書の内容を拒否したものとして、住宅の明渡しに向けた手続を進めることとなりますので、念のため申し添えます。

(第3号様式、第5条関係)

年 月 日

青森県〇〇県土整備事務所長 様

住所  
氏名

### 迷惑行為解消誓約書

私は、先般、貴殿から、迷惑行為をやめるよう「是正指示書」を受領しました。

私の行った（本人自書「是正指示書」に記載されている迷惑行為）が、青森県県営住宅条例第16条の2（青森県特定公共賃貸住宅条例第18条の2）の規定に抵触し、著しく共同生活を阻害したことについて認めます。

今後は、当該迷惑行為を含めて共同生活の維持を阻害する行為は一切行わないことをここに誓約するとともに、以上のことを守れず、今後、今回と同様の事態が生じたときには、当該住宅を返還することをここに誓約いたします。

(第4号様式、第7条関係)

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

青森市長島一丁目1番1号  
青森県知事  
( 建 築 住 宅 課 )

### 明 渡 請 求 書

あなたは、青森県に 年 月 日に迷惑行為解消誓約書を提出したにもかかわらず、迷惑行為である【 行為 】を繰り返しています。

このような行為は、青森県県営住宅条例第16条の2（青森県特定公共賃貸住宅条例第18条の2）の規定に抵触し、著しく共同生活の維持を阻害しているものと認められます。

青森県は、県営住宅等の管理上あなたのこのような行為をこれ以上放置することはありません。

よって、公営住宅法第32条第1項第5号（青森県特定公共賃貸住宅条例第20条第1項第5号）の規定により、県営住宅（特定公共賃貸住宅）の入居承認を取り消し、明渡しを請求するので、\* 年 月 日までにおいて適正に退去手続を行った上、退去してください。

なお、期日までに退去されない場合は、明渡請求等の訴訟を提起するとともに、年 月 日から当該県営住宅（特定公共賃貸住宅）の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する金額（ 円（〇年〇月現在））（家賃の額の2倍に相当する金額（ 円））を徴収するので、念のため申し添えます。

県土整備部建築住宅課  
住宅政策グループ  
TEL — —

(※退去期限は、原則として明渡請求書を送付する日の翌日から1月経過した日が属する月の末日とする。)